

コンビナート事業所用
高圧ガス保安法関係
申請手続・検査受検の手引

令和7年4月1日

横浜市消防局予防部保安課

手引利用の留意点

1 手引の対象

この手引では、コンビナート地域内の事業所で高圧ガスに係わる事業に従事している方を対象に、日常業務で必要になる高圧ガス保安法の事務手続の解説を行います。

なお、新たにコンビナート地域内に事業所を開設する場合の手続については、消防局保安課に直接相談してください。

また、認定高度保安実施者に係る手続等については、目次17 認定高度保安実施者に係る手続等を参照してください。

2 添付書類の両面利用について

申請、届出及び検査時の添付書類については、環境負荷の低減に配慮し、極力両面印刷としてください。

3 事前相談について

大規模改造工事や高圧ガス設備の移設・転用等を行う場合には、確認事項が多くなりますので、申請する前に相談してください。

【用語の定義】

一般則	: 一般高圧ガス保安規則
液石則	: 液化石油ガス保安規則
コンビ則	: コンビナート等保安規則
特定則	: 特定設備検査規則
試験則	: 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則
製造細目告示	: 製造方法の位置、構造及び設備並びに製造方法等に関する技術基準の細目を定める告示
例示基準	: コンビナート等保安規則関係例示基準
石災法	: 石油コンビナート等災害防止法

目次

本文

1	高圧ガス製造許可申請、高圧ガス製造施設等変更許可申請	1
2	製造施設完成検査	9
3	保安検査	11
4	高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請	15
5	高圧ガス保安統括者等届	17
6	高圧ガス製造施設軽微変更届	19
7	高圧ガス製造施設休止届	22
8	特定高圧ガス消費届	23
9	特定高圧ガス消費施設等変更届	24
10	特定高圧ガス取扱主任者届	24
11	危害予防規程届	25
12	高圧ガス関係変更届	25
13	高圧ガス製造施設軽微変更報告	25
14	高圧ガス製造保安責任者免状等交付	26
15	事故届	26
16	その他	27
17	認定高度保安実施者に係る手続等	28

【参考様式例】

参考1	製造計画書・変更明細書の例	30
参考2	ガス名別ガス処理能力表の例	32
参考3	技術基準一覧表の例	32
参考4	機器等一覧表の例	36
(1)	機器一覧表の例	36
(2)	弁類一覧表の例	37
(3)	配管一覧表の例	37
(4)	計装類一覧表の例	37
参考5	定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて	38
参考6	軽微変更届明細書の例	39
参考7	市コンビ参考様式集	41

様式集（別冊）

注1 本文中、「様式第○」は法令で定める様式を、「市コンビ参考様式第○号」はこの手引で定める様式を、「要綱第○号様式」は、横浜市高圧ガス保安法事務処理要綱で定める様式を示します。

注2 添付する参考書類については目次を作成し、整理番号などを記載したインデックスを付すなどして提出してください。

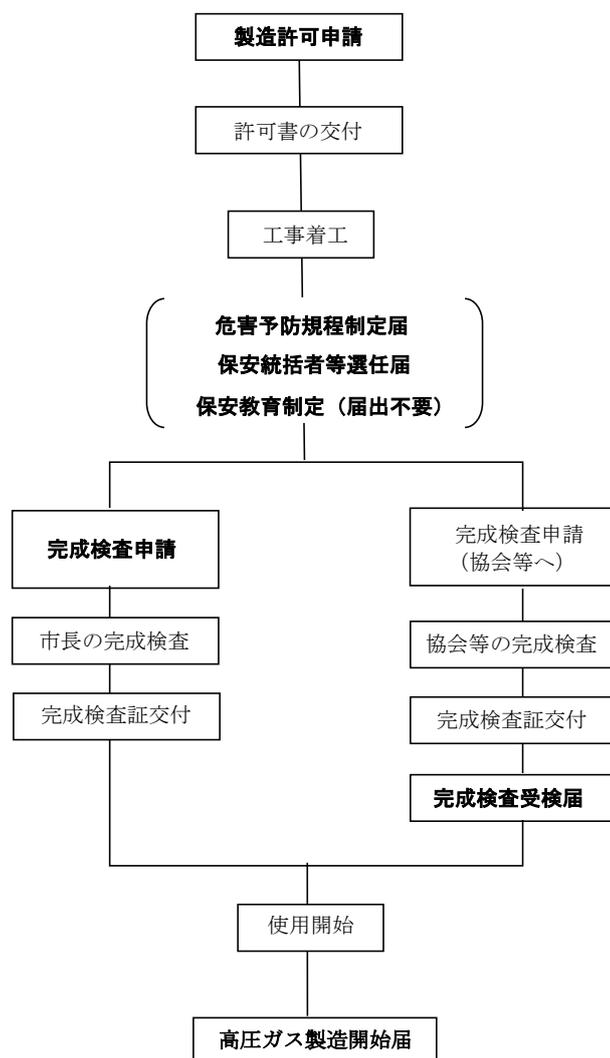
1 高圧ガス製造許可申請、高圧ガス製造施設等変更許可申請

(コンビ則第3条、第13条)

(1) 手続について

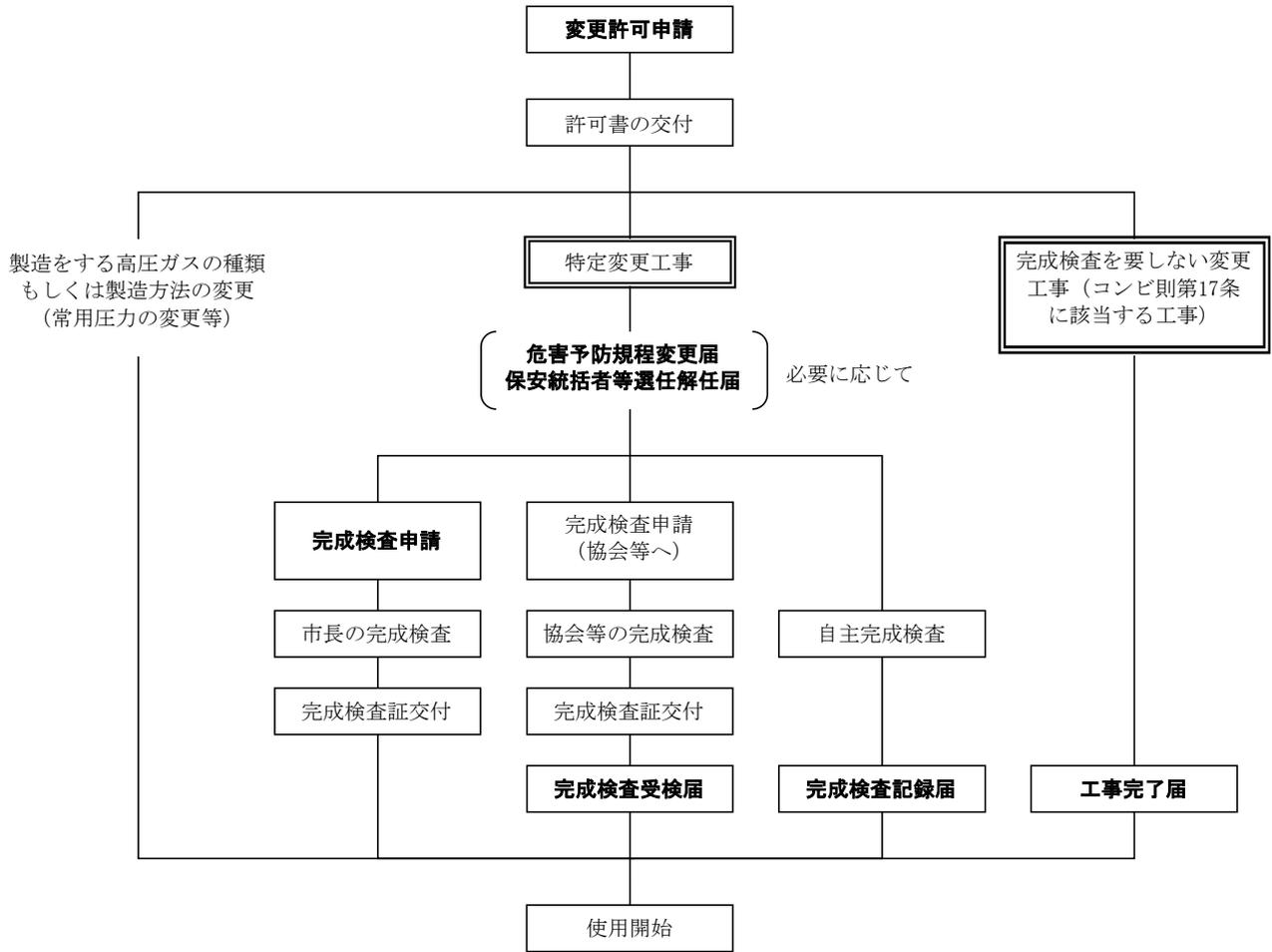
新たに高圧ガスの製造をしようとする事業者が、高圧ガス保安法第5条第1項に基づき、市長の許可を受ける場合の手続の流れは、次のフローチャートに示すとおりです。また、高圧ガス製造施設や製造をする高圧ガスの種類、製造方法を変更する場合の手続の流れは、P2のフローチャートに示すとおりです。製造許可申請、変更許可申請に必要な書類は、P3以降に示すものを標準とします。なお、変更許可申請を行う場合で、大規模な改修や処理能力の変更を伴う変更、耐震設計が必要な変更等については、原則として事前に相談してください。また、申請時に保安検査の方法を確認する場合があります。

【製造許可申請フローチャート】



※ 図中太字で示した手続は、市長に対して行うものです。

【変更許可申請フローチャート】

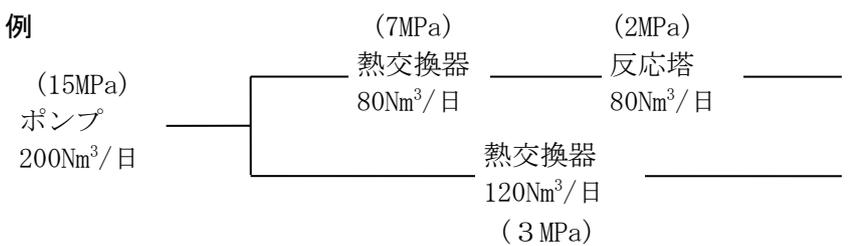


【変更許可申請時の留意事項】

- 既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部について、第二種製造者として届出を行う場合、『高圧ガス施設等軽微変更報告』と『高圧ガス製造事業届』の両方の届出が必要となります。また、危害予防規程の変更が必要になる場合があります。
- 高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る工事の全部又は一部（取りやめない事項に変更が生じないものに限る。）を取りやめようとする場合、『許可申請等取下届書』（要綱第41号様式）の届出が必要となります。

(2) 製造許可申請、変更許可申請に必要な書類

項目	内容
ア 申請書	<p>(1) 新規許可 高圧ガス製造許可申請書 様式第1 (コンビ則第3条関係)</p> <p>(2) 変更許可 高圧ガス製造施設等変更許可申請書 様式第3 (コンビ則第13条関係) 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書で施設名称を記載する(注3)。</p>
イ 製造計画書・変更 明細書(参考1)	<p>(1) 製造施設の名称 製造施設の名称(製造許可の場合は、仮称でも可)を記載する。</p> <p>(2) 製造(変更)の目的及び内容 a 特定変更工事に該当する場合はその理由を記載する。 b 設置(変更)工事の目的及び内容を分かりやすく記載する。 c 独立した製造設備を追加で設置する場合は、その旨を記載する。</p> <p>(3) 工程説明 設置(変更)工事に関連する製造工程を記載する。 (制御機構及び安全弁等の安全対策を含む。)</p> <p>(4) 処理能力(注4、5) a 処理設備リスト及びガス名別処理能力表(参考2)を添付する。 b 変更工事で処理能力の変更がない場合は、その旨を記載する。</p> <p>(5) レイアウト(石炭法に定める施設地区の配置等) 該当(変更)の有無を記載する。 (石炭法第5条に定める第一種事業所に限る。)</p> <p>(6) 認定の取得状況 認定完成検査実施者や認定保安検査実施者などとして認められている場合にはその旨を記載する(参考1)。</p> <p>(7) 完成検査の方法 完成検査機関の名称(市長又は指定完成検査機関等)又は自主完成検査の実施予定(認定完成検査実施者に限る。)を記載する。</p> <p>(8) 耐圧試験の方法(注6) 耐圧試験の方法を記載する。</p> <p>(9) 耐震設計構造物(注7) 該当の有無を記載する。</p> <p>(10) 容器置場の新設又は増設等 容器置場を新設又は増設等する場合は、その概要について記載する。</p> <p>設備の新規増設等の場合は、以下の(11)及び(12)の項目を追加して記載する。</p> <p>(11) 処理能力フロー図 図により、各処理設備の関連を明らかにする。</p>

項目	内容
	<p>例</p>  <p>(12) コンビ則第5条第2号で定めるKW値の算出表 (機器単位でKW値を記載する。)</p>
ウ 製造工程図	プロセス（圧縮、反応及び精製等）を示したもの（ただし、イに併せて記載できる場合は添付を省略することができる。）
エ 処理・貯蔵能力計算書	高圧ガスの種類ごとに省令に定めるところにより計算したもの（ただし、イに併せて記載できる場合は添付を省略することができる。）
オ 技術基準一覧表	高圧ガス保安法第8条に係る技術上の基準に適合していることを記載する（参考3）。 ただし、配管やバルブ等の取替えの場合は添付を省略することができる。
カ 事業所平面図	(1) 施設の位置を明示する（変更の場合は変更のある施設）。 (2) 保安距離が事業所敷地外に及ぶ場合は、その範囲を含む平面図を添付する。
キ 機器配置図	(1) 機器の配置を示す平面図を添付する。 (2) 必要に応じて、機器の配置の立面図を添付する。 (3) 設の大幅な変更を伴う場合は、保安区画及び設備間距離を記載する。
ク フローシート	(1) フローシートを添付し、色分け等によって、工事の対象箇所を明確にする（変更の場合は変更前後のフローシート）。 (2) 高圧ガス製造設備の機器、弁類、配管、計装及び安全装置を記載する。 (3) 高圧ガス設備とその他のガス設備の範囲を色分け等により区分する。 (4) 同じ仕様のポンプや熱交換器類等の機器が並列して複数設置される場合は一部の記載を省略することができる。 (5) 機器には、機器名称、機器番号、流体名、常用の条件（温度・圧力）及び流れ方向を記載する。 (6) 緊急遮断装置、逆止弁、調整弁、リリーフ弁及び安全弁はすべて記載する。止め弁は保安上重要なものを記載する。 (7) 配管は原則としてすべて記載する。
ケ 機器一覧表	高圧ガス製造設備の設置（変更）に係る圧力容器（塔、槽及び熱交換器類）及び回転機器については、以下の事項を一覧表に記載する（参考4の(1)）。 (1) 設置地区 (2) 機器番号、機器名称及び基数 (3) ガス設備（高圧ガス設備以外）及び高圧ガス設備（特定設備、認定品等（注8）又はその他）の区分 (4) 流体名称及び内容積

項目	内容
	(5) 型式、寸法、能力及び材質等 (6) 設計条件（温度・圧力） (7) 常用の条件（温度・圧力） (8) 計装設備（温度計、圧力計及び液面計） (9) 安全装置 (10) 製造者及び製造年月日
コ 弁類一覧表	止め弁、逆止弁、調整弁及び安全弁は、以下の事項について一覧表に記載する（参考４の(2)）。 (1) 流体名称 (2) 設計条件（温度・圧力） (3) 弁の種類、呼び径及び材質 (4) 認定品等（注８）の有無 (5) 製造者 なお、安全弁については設置場所、吹出圧力、背圧、吹出温度、口径及び吹出先を追加して一覧表に記載するほか、必要吹出量の算出根拠及び規定吹出量の計算書を添付する。
サ 配管一覧表	配管は、以下の事項について、一覧表に記載する（参考４の(3)）。 (1) 流体名称 (2) 材質 (3) スケジュール番号 (4) 計算式 (5) 許容引張応力 (6) 溶接効率 (7) 備考 (8) 配管記号 (9) 呼び径 (10) 設計条件（温度・圧力） (11) 常用の条件（温度・圧力） (12) 外径 (13) 実肉厚 (14) 計算肉厚
シ 計装類一覧表	温度計、圧力計、液面計及び流量計等の計装類は、以下の事項について一覧表に記載する（参考４の(4)）。 (1) 流体名称 (2) 種別 (3) 設計条件（温度・圧力） (4) 常用の条件（温度・圧力） (5) 型式 (6) 材質 (7) 認定品等（注８）の有無 (8) 製造者
ス 強度計算書	(1) 配管（機器一覧表等で確認できる場合に限る。）、特定設備及び認定品等（注８）については、添付を省略することができる。 (2) 既存機器（特定設備に相当するものに限る。）の改造の場合は、特定則に基づく強度計算書を添付する。 (3) 特定設備及び認定品以外の設備については、「２ 製造施設完成検査」の完成検査受検時に、強度計算書に基づき、肉厚測定用具を用いた測定又は記録について、確認することができる資料を添付

項目	内容
	<p>すること。</p>
セ 構造図	<p>圧力容器（塔、槽及び熱交換器類）、回転機器（圧縮機及びポンプ）、弁類及び計装類は、構造図を添付する。</p>
ソ 配管図	<p>詳細が分かる配管図を添付する。なお、配管を改造する場合にはアイソメ図も添付する。</p>
タ 基礎図	<p>高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面を添付する。なお、耐震設計構造物の基礎図には耐震計算条件を確認することができる内容を記載する。 また、基礎を新設する場合は、不同沈下等によって、高圧ガス設備に有害なひずみ等が生じない基礎の証明書等を添付すること。</p>
チ その他の添付図面等	<p>新たな特定施設を設置する場合は市コンビ参考様式第10号及び第11号を添付する。 また、独立した製造設備を追加設置する場合も、上記の様式を使用して作成した図面等を添付する。 (1) 特定施設の概要（市コンビ参考様式第10号） (2) 特定施設配置図（市コンビ参考様式第11号） (3) 特定施設概略フローシート（市コンビ参考様式第11号）</p>
ツ 耐震設計計算書	<p>耐震設計構造物については、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示及び神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準によって計算された、耐震設計計算書を添付する。</p>
テ 保安設備説明書	<p>以下の保安設備に関する説明資料を添付する。 (1) 特殊反応設備の保安装置（市コンビ参考様式第12号） (2) 除害設備（毒性ガスのみ） a 毒性ガス貯槽の除害設備（市コンビ参考様式第13号） b 除害系フローシート及び組立図 (3) 防消火設備 散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置と能力を記載する（固定散水設備は揚程の損失計算書を添付する）。 (4) ガス漏洩検知警報設備 設置位置（検知部及び警報部）、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。</p>

ト 移設等設備記録	<p>移設等（移設又は再使用）に係る高圧ガス設備にあつては、既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針（平成19年3月30日 神奈川県）に基づき、以下の書類を添付すること。</p> <p>(1) 移設等設備使用経緯書（既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針様式第1）に以下の書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 許可書又は届出書（以下「許可書等」という。）の写し（複数の許可等の経歴がある場合は、すべての許可書等の写し） b 完成検査証の写し（複数の許可の経歴がある場合は、すべての完成検査証の写し） c 移設等の直近に行われた保安検査証又は保安検査記録届書の写し d 移設等の直近に行われた定期自主検査の記録の写し e 高圧ガス設備の廃止又は撤去を証する書面（複数の許可等の経歴がある場合は、すべての高圧ガス製造廃止届書、高圧ガス製造施設軽微変更届書又は独立した製造設備等の撤去の工事について、行政に報告した書面の写し。なお、現に使用している施設にあつては、移設に関する計画書） <p>(2) 高圧ガス設備の種類に応じ、以下のいずれかに掲げる証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証（特定規則制定前に製作された設備にあつては、完成前検査書の写し。特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証を紛失した場合は、特定規則第56条の規定による表示の写真又は拓本） b 認定指定設備技術基準適合書 c 認定品等（注8）に係る成績書類 d CE移設性能検査合格書 e 高圧ガス保安協会が発行する委託検査合格証の写し f その他、上記aからeまでに掲げる書類に準ずる証明書類 <p>(3) 以下の各号に該当していない旨を説明した書面</p> <ul style="list-style-type: none"> a 過去に欠陥が発生し、補修を行ったもの b 高温高圧で使用され、材質劣化の恐れのあるもの c 繰り返し応力の影響の大なるもの d 腐食の影響の大なるもの e 反応器のチューブで、クリープの影響の大なるもの f 設計条件を上回って使用するもの g 転用（移設後転用するものを含む。） h 改造 i 導管 j 使用する高圧ガスの種類を変更するもの（現行の特定規則例示基準の別添1（特定設備技術基準の解釈）に規定する「特定設備の材料」又は現行の関係規則（特定則を除く。）例示基準に規定する「ガス設備等に使用する材料」に適合するものを除く。） k 耐震設計構造物については現行の高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示及び神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準に適合しないもの <p>(4) 再使用する高圧ガス設備に関し、保管場所、保管期間及び保管時に取った措置について説明した書面</p> <p>(5) 製作時の当該設備の構造図面（寸法、肉厚、内容物、使用材料、設計圧力・設計温度及び溶接継手の位置等が記された図面）</p> <p>(6) 強度計算書（上記イに掲げる書類が添付されている場合は不要）</p> <p>(7) 移設等の前に当該高圧ガス設備が使用されていた製造施設の概要、フローシート及び運転状況を説明した書面</p>
-----------	--

項目	内容
ト 移設等設備記録	(8) 再使用する高圧ガス設備が施設の完成時に前回の保安検査の日から1年を経過している場合は、関係規則（特定則を除く。）の保安検査の基準にすべて適合していることを証する書面 (9) 前各号に掲げる書類のほか、特に必要と認めるもの
ナ 配慮事項	製造施設の設計及び施工にあたり保安上特に配慮した内容を記載する。
ニ その他	工程表を添付する。

大規模な新增設を実施し、事業所のリスクアセスメントに変更が生じる場合は、適宜危害予防規程等を見直してください。

注3 二以上の変更許可を一括して行う場合は、通達「高圧ガス製造施設等変更許可申請等の一括手続について 平成10年4月1日 平成10.03.26立局第9号」を参照してください。

注4 既設の設備を撤去し、新しい設備を設置する場合の手数料の算出方法は、次のとおりです。

(1) 処理設備の交換は新旧の処理能力の差により算出します。

例1 100 Nm³/日の圧縮機を120 Nm³/日の圧縮機に交換
→20 Nm³/日の増加

(2) 施設のスクラップアンドビルドはビルド分の処理能力により算出します。

例2 1,000 Nm³/日の施設をスクラップし、1,500 Nm³/日の施設を設置
→1,500 Nm³/日の増加

注5 予備機の処理能力は、事業所全体の処理能力には含めませんが、変更許可申請の手数料の算出には含めます。

注6 耐圧試験は、原則として液圧試験によって行うこととし、空気その他の気体によって行う場合には、例示基準に基づいて講ずる措置を記載してください。

注7 耐震設計構造物に該当するが、耐震設計の見直しが不要と判断できるものについては、その旨を記載し、また、その根拠となる資料を添付してください。そして、耐震設計構造物の耐圧試験及び気密試験において、通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを、当該構造物に満たそうとする場合は、例示基準に基づいて講ずる措置を記載してください。

注8 認定品等についてはコンビ則第14条第1項第1号の「経済産業大臣の認める者が製造したもの」（特定設備を除く。）を指し、以下のものが該当します。また、[]内はその成績書類名等を示します。

(1) 大臣認定試験者の試験合格品 [認定試験者試験等成績書]

(2) 高圧ガス保安協会の試験合格品 [高圧ガス設備試験等成績証明書]

(3) 高圧ガス保安協会の委託検査受検品のうち、必要な技術基準（コンビ則にあっては、第5条第1項第17号から第19号又は第9条第5号及び第6号）に適合しているもの [委託検査証明書及び成績書]

2 製造施設完成検査

(1) 市長の行う完成検査を受検する場合（コンビ則第15条第1項）

ア 完成検査申請に必要な書類

項目	内容
製造施設完成検査申請書	様式第5（コンビ則第15条、第16条関係）

イ 完成検査受検時の必要書類及び提出書類

書類	現場確認書類	現場提出書類
(ア) 完成検査報告書（市コンビ参考様式第1号）及び検査結果のまとめ（市コンビ参考様式第1-2号）	○	○
(イ) 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証（注9）及びそのリスト	○	○ （合格証又は適合証の写し）
(ウ) 認定品等（注8）に係る成績書類（注9）及びそのリスト	○	○ （成績書類の写し又はそのリスト※）
(エ) 耐圧・気密試験結果成績書（特定設備及び認定品等（注8）を除く。結果は、市コンビ参考様式第1-3号若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。）、耐圧・気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真	○	○
(オ) 非破壊検査の記録（特定設備及び認定品等（注8）を除く。結果は、市コンビ参考様式第1-4号から市コンビ参考様式第1-8号まで、又はこれらと同等の書式に取りまとめる。）	○	○
(カ) 非破壊検査者の名簿	○	
(キ) 溶接士の名簿	○	
(ク) 材料ミルシート	○	
(ケ) 計器類作動検査記録	○	
(コ) 基礎工事及び配筋状況等の工事記録（写真等）	○	
(サ) 認定品等（注8）の位置、圧力区分、溶接箇所及び非破壊検査箇所を記載したフローシート	○	○

※ リストのみを提出する場合は認定番号、成績書番号又は機器番号のうち、その機器を識別することができる、いずれかの番号を必ず記載してください。

完成検査では総合気密試験について現場で確認を行うものとし、現場で確認できない場合は、後日、総合気密試験結果成績書（結果は、市コンビ参考様式第1-3号若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。）、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真を提

出し、その結果によって、検査証を交付します。また、特定設備検査合格証等の書面が検査日までに準備できない場合は書類が整い次第、その写しを提出してください。

なお、耐圧・気密試験結果成績書及び総合気密試験結果成績書に添付する写真は、検査日及び検査員氏名を記載した看板を背景に入れてください。

注9 特定設備検査合格証及び認定品等（注8）に係る成績書類の有効期間は、完成検査（新規設備）では検査を実施する日以前の3年以内、保安検査（既存設備）では1年以内（通達 平成30年3月30日20180323保局第12号を準用）

- (2) 指定完成検査機関等の行う完成検査を受検する場合（コンビ則第16条第2項、第4項）
完成検査申請は高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関に対して行ってください。これらの機関から完成検査証が交付されたあとに、以下の書類を提出してください。

項目	内容
ア 完成検査受検届書	高圧ガス保安協会の完成検査を受検した場合：様式第7（コンビ則第16条関係） 指定完成検査機関の完成検査を受検した場合：様式第8（コンビ則第16条関係）
イ 添付書類	完成検査証の写し

- (3) 自主完成検査を行う場合（コンビ則第49条第1項）
高圧ガス保安法に基づく認定完成検査実施者が行う、認定を受けた製造施設の特定変更工事については、自主完成検査終了後に、以下の書類を提出してください。

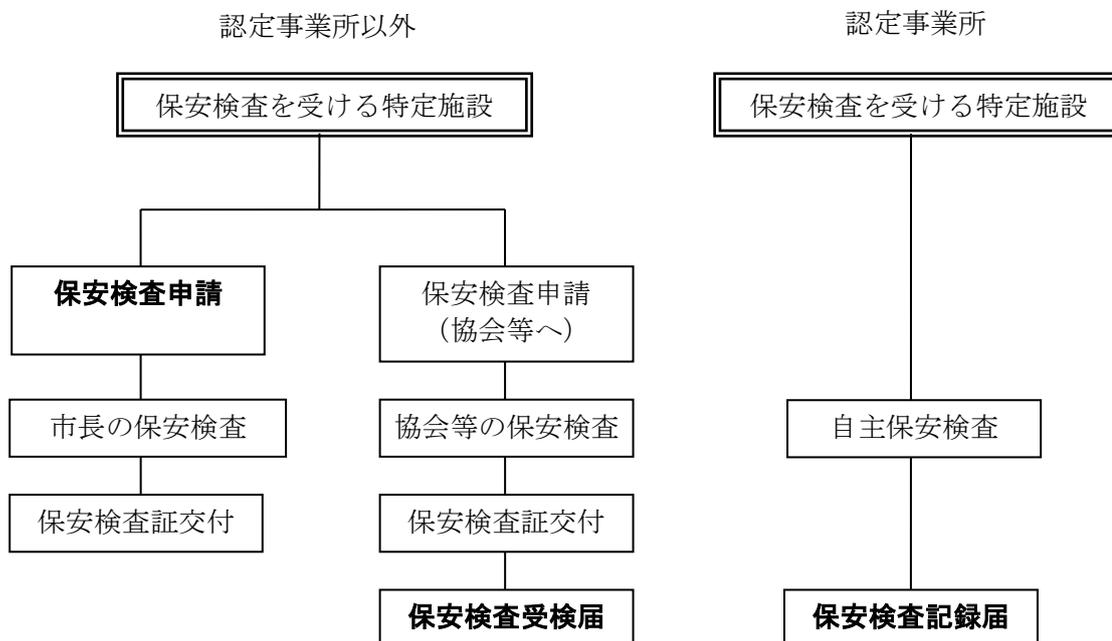
項目	内容
ア 完成検査記録届書	様式第33（コンビ則第49条）
イ 添付書類	(1) 検査管理組織委員会等の完成検査審査結果の写し (2) 「(1) 市長の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(ア)から(カ)まで ※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、市コンビ参考様式第1号の添付は省略できる。

- (4) 完成検査を要しない場合（行政指導、コンビ則第17条）
特定変更工事に該当しない変更工事を実施した場合には、工事完了後に以下の書類を提出してください。

項目	内容
ア 工事完了届書	要綱第20号様式
イ 添付書類	市コンビ参考様式第1-2号及び「(1) 市長の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)まで及び(サ)

3 保安検査

高圧ガス保安法に基づき、特定施設の保安検査を受検する場合の手続の流れは、次のフローチャートに示すとおりです。



※ 図中太字で示した手続は、市長に対して行うものです。

(1) 市長が行う保安検査を受検する場合（コンビ則第34条第3項）

ア 保安検査申請の区分

保安検査は次に掲げる施設等ごとに申請書を提出してください。なお、同日に2以上の施設等を受検する場合は、同一の申請書によることができます。

(ア) 製造施設

(イ) 開放検査を行う貯槽（開放検査を行わない貯槽は製造施設の一部として保安検査を受検する。）

(ウ) コンビ則第10条の適用を受ける導管（コンビ則第10条の適用を受けない導管は製造施設と一緒に保安検査を受検する。）

イ 保安検査申請の時期

保安検査申請は、保安検査を受検する日の30日前までに行います。

ウ 保安検査申請に必要な書類

項目	内容
(ア) 保安検査申請書	様式第17（コンビ則第34条、第35条関係）
(イ) 製造施設一覧表	(1) 高圧ガス製造施設（コンビ則第10条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回の保安検査年月日（基準日）及び今年度保安検査予定を記載する。（市コンビ参考様式第2号） (2) 当該申請に係る製造施設名と検査日を記載する。
(ウ) 貯槽一覧表	貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回の開放検査年月日及び今年度開放検査予定を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に括弧書で制限後の貯蔵量を合わせて記載する

	(市コンビ参考様式第2-2号)。
エ 保安検査の概要	(1) 検査基準及び安全対策等は、社内基準等の名称を記載する。 (2) 機器一覧表に今回開放検査の対象とする機器を記載する(市コンビ参考様式第3号)。
オ 検査内容	機器及び配管の検査内容(非破壊検査の方法等)は、一覧表又は工程表等により明らかにする。なお貯槽開放検査及び特殊な反応器については、検査内容を詳しく記載する。 耐震設計構造物の耐圧試験及び気密試験において通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを満たそうとする場合は、例示基準に基づいて講ずる措置を記載する。
カ 工程表	検査の工程を記載する。
キ 組織図	検査組織の体制を記載する。
ク その他	事業所配置図及び保安検査対象施設のフローシート及び機器配置図を添付する。

エ 保安検査申請手数料

保安検査申請手数料は、休止届書が受理され、かつ前回の保安検査を受けた日から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上である施設及びその年度に保安検査を受けなくてもよい施設の処理能力を除いた事業所全体の処理能力に応じた金額を1年ごとに納付してください。

休止施設を再使用するために、市長が行う保安検査を受検する場合は、保安検査申請書の「前回の保安検査の年月日」の欄に括弧書で休止期間を記載した上で、当該施設の処理能力に応じた手数料を納付してください。

オ 保安検査日

保安検査は基準日(前回の保安検査から規定の期間を経過した日まで)から1か月(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者にあつては3か月)以内に受検してください。

なお、基準日の前後1か月(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者にあつては前後3か月)以内に保安検査を受検した場合、基準日に保安検査を受検したものとみなします。また、開放検査を行う貯槽の保安検査日についても同様とします。

なお、平成29年4月1日改正省令施行の際、既に設置され、保安検査を受けている施設の基準日は、改正省令施行前の直近の保安検査受検日を基準とします。

カ 保安検査受検時に必要な書類

保安検査を受検するときは、次の書類を準備してください。

- (ア) 自主検査記録[キ参照](検査時に提出)
- (イ) 運転日誌
- (ウ) 保安管理記録(保安管理組織及び保安教育)

キ 自主検査記録

市コンビ参考様式第4号及び保安検査の対象施設等に応じて以下の様式を作成してください。

(ア) 製造施設の場合は、市コンビ参考様式第4-2号及び市コンビ参考様式第4-3号を作成してください(コンビ則第9条の適用を受ける導管が含まれる場合は、市コンビ参考様式第4-8号も作成する。)

(イ) 貯槽の開放検査を実施した場合は、市コンビ参考様式第4-4号、市コンビ参考様式第4-5号及び市コンビ参考様式第4-6号を作成してください。なお、同時に開放検査周期延長を行う場合には市コンビ参考様式第4-7号を作成してください(p15も参照)。

(ウ) コンビ則第10条の適用を受ける導管の場合は、市コンビ参考様式第4-9号を作成してください。

耐圧・気密試験結果成績書に添付する写真は、検査日及び検査員氏名を記載した看板等を入れてください。

また、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備又は劣化損傷が発生するおそれがない設備と判断し、非破壊検査の一部を実施しない場合は、事前にその判断根拠を示してください。

ク 注意事項

(ア) シャットダウン等の理由により、1年のうちに2回の保安検査を受検する施設が生じた場合には、2回目の保安検査申請時にも当該施設の処理能力に応じた手数料を納付してください。

(イ) 開放検査を行う貯槽は、開放状態で保安検査を受検するものとし、その他の設備については、個別に指示があった場合にのみ、開放状態で保安検査を受検するものとします。開放状態で保安検査を受検した場合は、保安検査受検後に実施した気密試験の結果に基づいて、保安検査証を交付します。

なお、開放状態における保安検査の受検を求められなかった場合であっても、施設を停止させなければ、保安検査基準への適合状況が確認できない項目がある場合は、施設を停止させた状態で、保安検査を受検するものとします。

(2) 指定保安検査機関等の行う保安検査を受検する場合（コンビ則第35条第3項、第5項）

保安検査申請は高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関に対して行います。これらの機関から保安検査証が交付されたあと、市長に以下の書類を提出してください。

項目	内容
ア 保安検査受検届書	高圧ガス保安協会の保安検査を受検した場合： 様式第19（コンビ則第35条関係） 指定保安検査機関の保安検査を受検した場合： 様式第20（コンビ則第35条関係）
イ 添付書類	保安検査証の写し

(3) 認定保安検査実施者の場合（コンビ則第49条第2項）

認定保安検査実施者は自主保安検査終了後に以下の書類を提出してください。

項目	内容
ア 保安検査記録届書	様式第34（コンビ則第49条関係）
イ 製造施設一覧表	(1)のウのイを参照
ウ 高圧ガス製造施設 自主（認定保安） 検査結果報告書	(1)のキを参照 ※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、市コンビ参考様式第4号の添付は省略できる。
エ 高圧ガス製造施設 運転中検査報告書	運転中検査を実施する場合に添付する（市コンビ参考様式第5号）。
オ 組織図	(1)のウのキを参照
カ その他	検査管理組織委員会等の保安検査審査結果の写し、事業所配置図及び保安検査を実施した施設のフローシート・機器配置図を添付する。

認定を受けていない特定施設については、(1)又は(2)により市長、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受検します。この場合、非認定部分の処理能力に相当する手数料を納付してください。

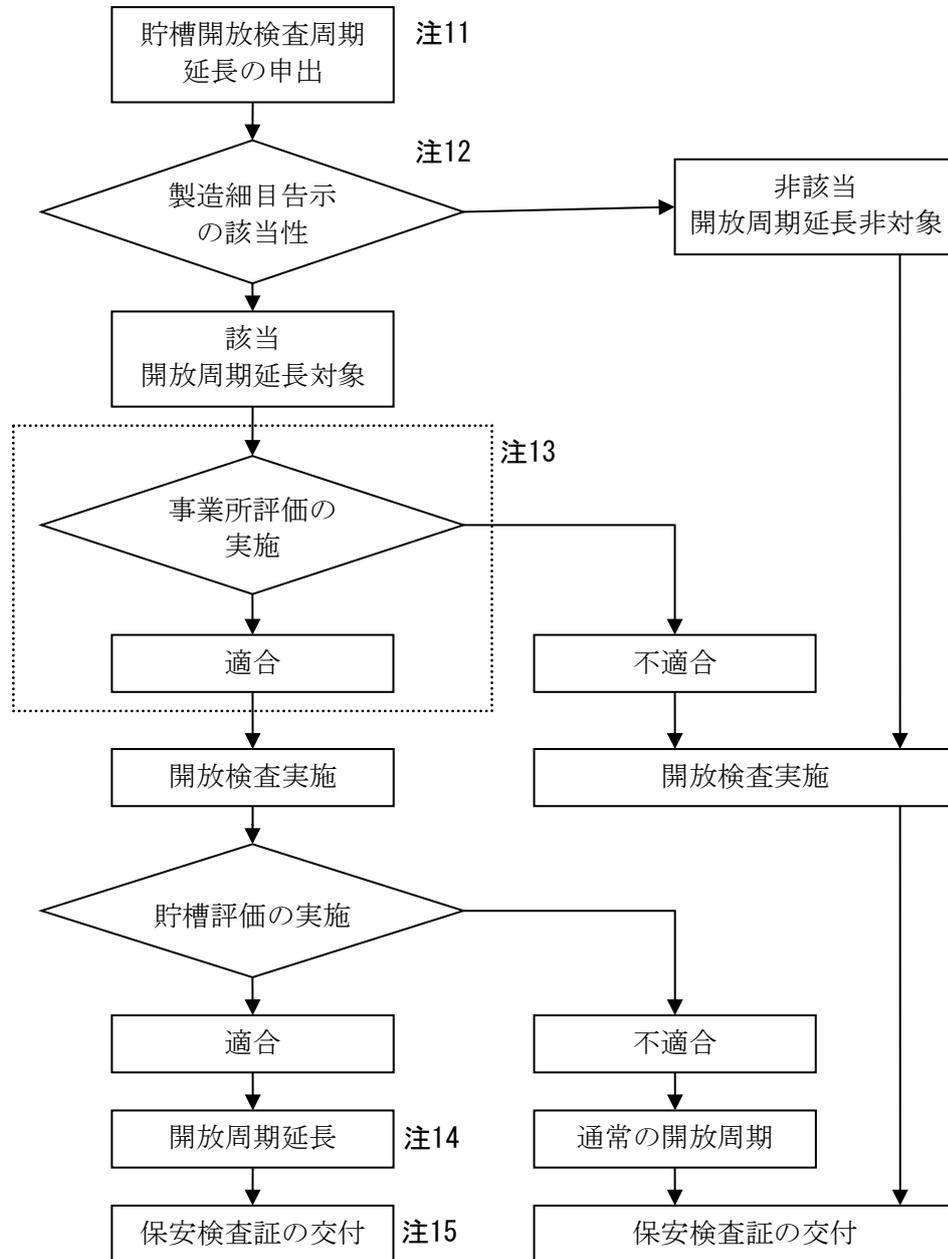
- (4) 保安検査を毎年受検しなくてもよい製造施設（製造細目告示第14条）
次の施設については、それぞれ（ ）内に記載された期間に1回の頻度で保安検査を受検します。保安検査を受検しない年については、定期自主検査において外観検査その他の方法によりその施設が正常に機能することを確認してください。
- ア 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒に使用した付属冷凍設備（3年）
 - イ 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒に使用した付属冷凍設備（2年）
 - ウ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素のCE施設（ただし、ポンプ等が接続されているCEについてはその手前まで）（3年）
 - エ 超低温容器に接続された液化酸素の気化器（2年）
 - オ 空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置（2年）
 - カ アキュムレータ（2年）
 - キ JIS B8210(1994)蒸気用及びガス用バネ安全弁（ただし、揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25mm未満のソフトシート形のもの及びクに掲げるものを除く。）（2年）
 - ク JIS B8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用バネ安全弁（呼び径が25mm未満のソフトシート形以外のものであって、法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限る。）（4年）
 - ケ 圧力計（2年）
 - コ 温度計（2年）
 - サ 空気液化分離装置（2年）

注10 処理能力が100Nm³/日未満（不活性ガスの場合は300Nm³/日未満）の独立非連結設備については、保安検査が免除されます。

- (5) 貯槽等の溶接補修工事について
「参考5 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて」を参照してください。
- (6) 特定認定事業所が保安検査の方法を定めた場合（コンビ則第37条第2項第2号）
特定認定事業所がコンビ則第37条第2項第2号に基づき、保安検査の方法を定めた場合は、事前に任意の様式で報告してください。

4 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請

高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施基準（横浜市高圧ガス保安法審査基準 8 特定施設の保安検査別紙参照）に基づき、高圧ガス貯槽の開放検査周期を延長するための評価は、次のフローチャートに示すとおりです。



注11 保安検査申請時に申し出てください。

注12 製造細目告示（平成17年3月30日告示第82号）附則第2項の経過措置で定められた、「当分の間、なおその効力を有する第17条（以下「旧第17条」という。）」に該当する貯槽か否かの判断を行います。

注13 事業所評価に適合し、かつ、前回の評価時から3年を経過していない事業所が開放検査を行う場合は前回の保安検査証の写しを添付して申請してください。その場合、当該貯槽の開放検査及び周期延長評価に関する、上記フローチャート中の点線で囲われた手続については省略します。

注14 製造細目告示旧第17条に基づく開放周期を決定します。

注15 事業所評価後に行う1基目の貯槽については、次回開放検査時期及び事業所評価実施年月日を保安検査証の備考欄に記載してください。

- (1) 貯槽開放検査周期延長評価申請を行う場合の保安検査申請
以下のアからカまでの書類及び以下の(2)及び(3)に掲げる書類を添付して申請してください。

項目	内容
ア 保安検査申請書	様式第17 (コンビ則第34、35条関係)
イ 貯槽一覧表	3 保安検査の(1)のウのウを参照 (市コンビ参考様式第2-2号)
ウ 保安検査の概要	3 保安検査の(1)のウのエを参照 (市コンビ参考様式第3号)
エ 検査内容	3 保安検査の(1)のウのオを参照
オ 工程表	3 保安検査の(1)のウのカを参照
カ 組織図	3 保安検査の(1)のウのキを参照

- (2) 事業所評価を受ける場合

事業所評価は、市が現地調査によって、事業所の高圧ガス貯槽の全般的な管理体制を審査するものであり、当該事業所評価の有効期間は3年間とします。

保安検査申請時に添付する書類は以下のとおりとします。

項目	内容
ア 評価明細書	市コンビ参考様式第6号 (1) 管理しているすべての貯槽について、予定される開放検査の周期及びその基数を記載する。 (2) 評価の希望日は、あらかじめ市の担当者と相談の上決定する。
イ 延長対象貯槽一覧	開放検査期間延長対象とする貯槽一覧 (市コンビ参考様式第6-2号) (1) 希望する開放周期ごとに作成する。 (2) 過去に溶接補修を実施した貯槽は、補修実施年及び補修部位を備考欄に記載する。また、補修の状況をまとめた書面を添付する。
ウ 延長対象としない貯槽一覧	開放検査期間延長対象としない貯槽一覧 (市コンビ参考様式第6-3号) なお、過去に溶接補修を実施した貯槽は、補修実施年及び補修部位を備考欄に記載する。
エ 評価項目等対応一覧	高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価基準の評価項目・評価基準対応一覧 (市コンビ参考様式第6-4号) の事業所欄に○印のある項目について、対応する基準等欄に次の事項を記載する。 (1) 基準欄に記載された事項を規定する事業所基準・要領等の名称及び記載箇所 (事業所内○○マニュアル第○条など) (2) 基準欄に記載された組織の状況や検査実施状況等を取りまとめる (字数等が様式内に収まらない場合は、別紙に記載して、添付する)。

- (3) 貯槽評価を受ける場合

貯槽評価は、開放検査を行った結果を踏まえて、個々の貯槽の管理状況を審査します。保安検査申請時には次の書類を添付してください。

項目	内容
ア 延長対象貯槽一覧	市コンビ参考様式第6-2号 事業所評価申請時に提出した書面と同じものに、該当する貯槽が識別できるように記載する。
イ 評価項目等対応一覧	市コンビ参考様式第6-4号 貯槽欄に○印のある項目について、対応する基準等欄に必要事項を記載する。なお、貯槽固有の配慮事項等がある場合には、別紙にその概要を取りまとめ、添付する。

項目	内容
イ 経歴書	市コンビ参考様式第7号 (1) 氏名 (2) 現在の部署及び役職 (3) 直近の法定講習受講年月日 (4) 平成9年4月1日以降に交付された免状又は平成9年4月1日以前に交付された免状であって、選任を予定している製造施設に係るガスの区分が未指定である免状を有している場合は、作業経歴を審査する必要があるため、作業経験を有するガス区分（当該選任に係る高圧ガスの区分と同じものに限る。）とガス名及び従事期間を必ず記載する。 (5) 保安企画推進員（代理者を含む。）の場合は、コンビナート等保安規則第29条の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。
ウ 免状の写し	免状が必要な選任の場合に限る。 なお、同一事業所内の異動では、免状の添付を省略することができる。
エ 選解任の状況	選任者及び解任者を一覧表により分かりやすくしたもの
オ 組織図	(1) 変更の都度（選解任時も含む。）に作成した事業所全体の保安管理組織図の1年分を添付する。 (2) 氏名、免状の種類及び担当する施設の名称が記載されたものであり、選任者及び解任者が分かるように変更の部分を記載する（市コンビ参考様式第8号）。

選任状況一覧表の記入例

		H20. 7. 31 現在	H20. 9. 1	H20. 12. 1	H21. 4. 1	H21. 6. 1	H21. 7. 31 現在
保安技術管理者		A氏		B氏			B氏
保安主任者	液化石油ガス製造施設	C氏	D氏				D氏
	高圧法ポリエチレン製造施設	E氏			F氏		F氏
保安企画推進員		G氏		H氏			H氏
保安係員	液化石油ガス製造施設	I氏			J氏		J氏
	高圧法ポリエチレン製造施設	K氏		L氏		M氏	M氏
		N氏				O氏	O氏
	低圧法ポリエチレン製造施設	P氏				Q氏	Q氏
		R氏				S氏	S氏
		T氏	U氏			V氏	V氏
		W氏		X氏			X氏
保安監督者	液化窒素製造施設（CE）	Y氏			Z氏		Z氏

6 高圧ガス製造施設軽微変更届

(コンビ則第14条)

(1) 軽微変更の届出

軽微な変更に該当する以下の工事等を行った場合は、工事の完成後に変更の旨を届け出てください。

ただし、認定高度保安実施者の認定に係る製造施設に関する工事の場合は、工事記録の作成及び保存を行うことにより、当該届出の必要はありません。

※【 】はコンビ則第14条の号を指します。

- ア 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の認定品等（注8）又は保安上支障のないもの（注16）への取替えであって処理能力が変わらない工事【1号】
- イ 高圧ガス設備以外のガス設備の変更の工事【2号】
- ウ ガス設備以外の製造施設の設備（除害設備、ガス検知器及び消火設備等）の変更の工事【3号】
- エ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造設備の撤去の工事（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）（注17）【4号】
- オ 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものとして認めた工事【5号】
- カ 特定設備の部品（多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器（凝縮器及び蒸発器を含む。）のチューブ）を取替える工事（注18）【1号の2】
- キ 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事（高圧ガス貯槽の開放検査時において、フランジ又はカップリング接合等でタンクローリ等を仮設して高圧ガスを供給する場合のタンクローリ等の設置及び開放検査終了後の撤去の工事等）【1号の3】
- ク コンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行ったあとに行う当該設備（処理能力が100Nm³/日未満（不活性ガスについては300Nm³/日未満）の独立非連結設備である製造設備）の変更工事であって保安上支障がないもの（注19）として認められたもの（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）【4号の2】
- ケ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事
 - (ア) 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（認定品等（注8）又は保安上支障のないもの（注16）への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（アに該当するものを除く。）【8号イ】
 - (イ) 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ、又は継手への変更に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア、ケ（ア）及びサ（エ）に該当するものを除く。）【8号ロ】
 - (ウ) ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（注20）の工事（ア、イ、ケ（イ）及びサ（エ）に該当するものを除く。）【8号ハ】
- コ 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事
 - (ア) 特定設備（設計圧力が30MPa以上のものを除く。）のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（注20）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注21）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限る。）【6号】
- サ 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者のうち特定認定事業者として認められている者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事
 - (ア) 特定設備のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る（注22）。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注21）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限る、コ（ア）に該当するものを除く。）

【7号イ】

- (イ) 特定設備（処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものに限る。）の取替えの工事（コ（ア）及びサ（ア）に該当するものを除く。）【7号ロ】
- (ウ) 特定設備（特定則の施行前に製造された設備であって、同令第3条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（注23）の工事（コ（ア）、サ（ア）及び（イ）に該当するものを除く。）【7号ハ】
- (エ) 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更（処理能力の変更を伴わないもの）の工事（アに該当するものを除く。）【7号ニ】

注16 「保安上支障のないもの」とは高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0804(2022)ベローズ型伸縮管継手の基準」及び「KHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準」（両基準とも対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管をいいます。

注17 **独立した**製造設備等（「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(3)エ」に定める設備）を撤去する場合には、高圧ガス軽微変更報告書（要綱第37号様式）を提出してください。必要な書類は「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(2)」に従ってください。

注18 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器のチューブの取替えは、拡管による場合及びシール溶接による場合（耐圧性能に影響を与える溶接方法による場合を除く。）はともに軽微変更には該当しますが、チューブバンドルの取替えについては変更許可が必要となります。なお、チューブのプラグ打ちはシール溶接の有無に関わらず届出の不要な工事に該当します。

注19 クの「保安上特段の支障がないもの」とは、次の工事以外のものをいいます。

- (1) 製造施設の処理能力を100Nm³/日（不活性ガス又は空気の場合は300Nm³/日）以上に
変更する工事
- (2) 耐震設計構造物を新設する工事
- (3) 耐震設計構造物への変更の工事

注20 ケ（ウ）及びコ（ア）の取替えは、取り替える設備に関し、コンビ則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載するコンビ則第3条第2項各号（第5号及び第6号に掲げるものを除く。）に変更がないものに限りま
す。

注21 溶接に用いられる母材の種類の特要件を定める告示（平成22年経済産業省告示第57号）

注22 材質を変更する場合は、当該材質変更によって、新たに腐食及び劣化損傷が生じるお
それのないものに限ります。

注23 サ（ウ）の変更は、特定則に準じて行う協会の委託検査又は指定特定設備検査機関が
行う検査に合格したものへの変更（設備の増設又は移設、転用、再使用若しくはこれ
らの併用を除く。）かつ処理能力及び位置の変更を伴わないものに限ります。

(2) 軽微変更届に必要な書類

軽微変更届に必要な書類は以下のとおりとします。

項目	内容
ア 高圧ガス製造施設 軽微変更届書	様式第4（コンビ則第14条関係） 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書で施設名称を記載する。
イ 明細書（参考6）	変更の理由、内容、軽微な変更工事に該当すると判断した根拠条文及び 変更前後の処理能力等を記載する。また、変更等対象の施設に係る認定の 取得状況も記載する。
ウ 事業所配置図	撤去又は変更対象の施設を明示する。
エ 機器配置図	撤去又は変更対象の機器の配置場所を明示する。
オ フローシート	撤去又は変更の前後の状況がわかるようにする。

カ 機器等一覧表	撤去又は変更対象の機器の一覧表を添付する。 (1 高圧ガス製造許可申請、高圧ガス製造施設等変更許可申請の(2)のケからシを参照)
キ 添付書類	<p>(1) 「(1) 軽微変更の届出」のクからサの場合 市コンビ参考様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査(1)市長の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)まで及び(サ)</p> <p>(2) 上記以外</p> <p>(I) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書(結果は、市コンビ参考様式第1-3号又はこれと同等の書式に取りまとめる。)、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真</p> <p>(II) 認定品等(注8)については、成績書類の写し又はそのリスト(リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。)</p>

(3) 変更許可及び軽微変更届の不要な工事

- ア 圧力計・温度計の同一方式の機器への取替え
- イ 充てん又は受入に係る高圧ホース及び金属フレキ管の取替え
- ウ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分の設備の構成部材で耐圧・気密性能に直接影響のない部品又はJIS規格品のうち、その性能が保証されているもの(ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器プロペラ、蒸留塔のトレイ及び熱交換器の邪魔板等)の取替え
- エ 独立した製造設備*、貯蔵設備*及び容器置場*並びに製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設(高圧ガス設備を除く。)の撤去の工事
(※高圧ガス軽微変更報告(要綱第37号様式)が必要)
- オ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通らない部分の設備の撤去又はこれと同等以上の性能を有する設備への取替え
- カ 消耗品(事業者が保安上支障がないと判断したもの)の取替え(パッキン、ガスケット、シール材、断熱材などの交換)

【特記事項】差圧(圧力)発信(伝送)器の取替えについて

- 1 差圧式発信器は測定対象が圧力であるので、圧力計として扱うものとし、導圧管タイプであれば、(3)ア同様、同一方式への取替えは届出不要とし、リモートシールタイプの差圧式発信器の取替えは、(3)オに該当する場合は届出不要とします(導圧管の変更は手続が必要)。
- 2 導圧管タイプからリモートシールタイプへ変更する場合は、導圧管部分の撤去に関する軽微変更届出が必要です。

7 高圧ガス製造施設休止届

(コンビ則第34条第2項)

高圧ガスの製造を1か月以上にわたり継続して中止する計画を立てた製造施設、貯槽及び導管を休止する場合は、その旨を届け出すことができます。

休止届書が受理され、かつ前回の保安検査を受けた日から当該製造施設等を再び使用する日までの期間が1年以上であるものは、当該製造施設等を再び使用する時まで保安検査を行わないものとします。

(1) 休止届に必要な書類

休止届に必要な書類は以下のとおりとします。

項目	内容
ア 高圧ガス製造施設 休止届書	様式第16の2 (コンビ則第34条、第35条関係)
イ 明細書	施設休止の理由、内容及び休止に伴う処理能力の変更等を記載する。
ウ 事業所配置図	休止施設の位置及び範囲を明示する。
エ フローシート	休止の範囲を明示する。 オフサイト施設との縁切りがある場合は、その位置を明示すること。
オ 保安上の措置を 記載した書面	休止施設に対する保安上の措置を記載する。

(2) 複数の施設を一括して休止する場合

使用を休止した製造施設等が2以上ある場合は一括して休止届書を提出することができます。

(3) 休止施設を再び使用する場合

保安検査の受検が必要です。

なお、再稼動時に行う保安検査は保守管理状況等から判断して、保安上明らかに支障がないと認められる場合を除き、原則として休止していた全ての製造施設について開放検査を行うものとします。

また、次回以降の保安検査基準日は保安検査証に記載の検査日とします。手続の詳細は「3 保安検査」を参照してください。

8 特定高圧ガス消費届

(一般則第53条、第56条、液石則第51条、第54条)

特定高圧ガス消費施設を設置するときは、消費開始の20日前までに届け出てください。届出に必要な書類は以下のとおりとしますが、当該消費に係る届出について、高圧ガス製造施設の許可等と重複しているものがある場合には、重複するために省略した旨を記載した書類を添付し、重複部分を省略することができます。

項目	内容
ア 特定高圧ガス消費届書	様式第29（一般則第53条関係）又は様式第28（液石則第51条関係）
イ 明細書	(1) 消費の目的 (2) 高圧ガス名、貯蔵能力 (3) 工程説明
ウ 技術基準一覧表	一般則第55条又は液石則第53条の技術上の基準に適合していることを記載する（参考3に準拠して作成する。）。
エ フローシート	(1) 消費設備の機器、弁類、配管、計装及び安全装置を記載する。 (2) 機器には、機器の名称、機器番号、流体名、常用の条件（温度・圧力）及び流れ方向を記載する。 (3) 緊急遮断装置、逆止弁、調整弁、リリーフ弁及び安全弁はすべて記入する。止め弁は保安上重要なものを記載する。 (4) 配管は原則としてすべて記載する。 (5) 弁類及び配管の材質を記載する（別に一覧表にしてもよい。）。
オ 事業所平面図	(1) 施設の位置を明示する。 (2) 設備距離が事業所敷地で確保できない場合は、設備距離の範囲を含む平面図を添付する。
カ 機器配置図	(1) 機器の配置を示す平面図を添付する。 (2) 必要に応じ、機器の配置の立面図を添付する。
キ 機器一覧表	圧力容器、回転機器類等の機器名称、機器番号、寸法、材質、内容積、内容物、設計条件（圧力・温度）、常用の条件（圧力・温度）、肉厚等及び特定設備、認定品等（注8）についてはそのリスト
ク 保安設備説明書	次の保安設備についての説明資料を添付する。 (1) 除害設備（毒性ガスのみ） 除害系フローシート及び組立図 (2) 防消火設備 散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置並びに能力を記載する。 (3) ガス漏洩検知警報設備 設置位置（検知部及び警報部）、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。
ケ 強度計算書	貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項の写し（認定品等（注8）については、成績書類の写し）
コ 基礎図	消費施設の基礎の構造を示した図面

9 特定高圧ガス消費施設等変更届

(一般則第56条、液石則第54条、行政指導)

消費する特定高圧ガスの種類、消費施設の位置、構造又は設備及び消費の方法等を変更するとき
は、様式第30（一般則第56条関係）又は様式第29（液石則第54条関係）により事前に届け出てくだ
さい。なお、(1)のアからウまでについては届出不要としますが、エ及びオについては、高圧ガス軽
微変更報告書（要綱第37号様式）を提出してください。

(1) 変更届が不要な場合

- ア 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の認定品等（注8）又は保安上支障のないものへの取替えて
あって貯蔵能力が変わらない工事
- イ 消費設備（貯蔵設備等を除く。）の変更の工事
- ウ 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事
- エ 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事
- オ 独立した消費設備又は容器置場の撤去の工事

(2) 届又は軽微変更報告に必要な書類

届又は軽微変更報告に必要な書類は以下のとおりとします。

項目	内容
ア 届書又は 軽微変更報告書	特定高圧ガス消費施設等変更届書 様式第30（一般則第56条関係）又 は特定高圧ガス消費届書 様式第29（液石則第54条関係）若しくは高圧 ガス軽微変更報告書（要綱第37号様式）
イ 明細書	変更の目的、変更に係る高圧ガス名、変更前後の貯蔵量及び工程等を 記載する。
ウ その他変更に係る 書類	8 特定高圧ガス消費届の必要書類ウからコまでのうち変更のあった 書類

10 特定高圧ガス取扱主任者届

(一般則第75条、液石則第73条)

特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任した場合には、以下の書類を添えて届け出てください。

項目	内容
ア 特定高圧ガス取扱 主任者届書	様式第36（一般則第75条関係）又は様式第35（液石則第73条関係）
イ 経歴書（市コンビ 参考様式第9号）	(1) 氏名 (2) 現在の部署及び役職 (3) 一般高圧ガス保安規則第73条（液化石油ガス保安規則第71条）の 各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。
ウ 免状の写し	免状が必要な選任の場合に限る。

11 危害予防規程届

(コンビ則第22条)

製造施設の変更等により危害予防規程を改定した場合には、以下の書類を添えて危害予防規程の変更届出を届け出てください。

項目	内容
ア 危害予防規程届書	様式第13 (コンビ則第22条関係)
イ 新旧対照表	危害予防規程の改定箇所について新旧対照表を作成し、変更箇所を明確にする。
ウ 危害予防規程	改定後の危害予防規程を添付する。

12 高圧ガス関係変更届

(横浜市高圧ガス保安法事務処理要綱第66条)

以下の事項に変更があったときは、高圧ガス関係変更届(要綱第40号様式)に必要な書類を添えて届け出てください。

項目	添付書類
ア 法人名称	法人登記事項証明書(履歴事項証明書)、法人登記簿抄本(謄本)、プレスリリース又は変更内容がわかる書面
イ 法人代表者	同上
ウ 事務所名称	同上
エ 事務所(本社)所在地の変更	同上

13 高圧ガス軽微変更報告

(横浜市高圧ガス保安法事務処理要綱第64条)

独立した製造設備等(「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(3)エ」に定める設備)を撤去する場合(独立した製造施設を撤去する場合や処理量及び貯蔵量に変化する場合に限る。)には、次の書類を添えて報告してください。

項目	内容
ア 高圧ガス軽微変更報告書	要綱第37号様式 「変更の種類」には独立した製造設備等を撤去する旨を記載する。 記載例：○○製造施設の撤去(○○製造施設は製造施設名称)
イ 明細書(参考6)	撤去の理由、内容及び撤去前後の処理能力等を示した施設一覧を記載する。
ウ 事業所配置図	撤去する施設を明示する。
エ 機器配置図	撤去する機器の配置場所を明示する。
オ フローシート	撤去前後の状況がわかるようにする。
カ 機器等一覧表	撤去する機器の内、処理能力に関する機器の一覧表を添付する。

14 高圧ガス製造保安責任者等免状交付

(試験則第2条)

高圧ガス製造保安責任者等の免状交付は、高圧ガス保安協会試験センターが行っています。

問い合わせ先

高圧ガス保安協会 試験センター

郵便番号 105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

電話 03-3436-6106 ファクシミリ 03-3436-5746

フリーダイヤル 0120-66-7966

15 事故届

(コンビ則第53条)

高圧ガス事故が発生した場合は、以下の書類を作成し、速やかに届け出てください。

項目	内容
ア 事故届書	様式第37 (コンビ則第53条関係)
イ 高圧ガス事故等調査報告書 (災害)	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に定める様式 (様式1) とする。必要に応じて別途明細書を添付する。
ウ 事業所平面図	発災した施設の位置及び名称を明記する。
エ 機器配置図	発災部位を明記する。
オ フローシート等	(1) 発災箇所が特定できる次のような図面類を添付する。 (ア) フローシート (イ) アイソメ図 (ウ) P&Iダイアグラム (2) 被災状況の写真

※高圧ガス事故の定義について (高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 (平成30年3月30日20180328保局第2号))

高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱 (以下「製造等」という。) 中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

(注) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。) に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。

① 爆発 (高圧ガス設備等 (以下「設備等」という。) が爆発したものをいう。以下同じ。)

② 火災 (設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。)

③ 噴出・漏えい (設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。)

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部 (フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手)、開閉部 (バルブ又はコック) 又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量 (石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度) であって、かつ、人的被害のない場合

2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

④ 破裂・破損等 (高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。)

⑤ 喪失・盗難 (高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。)

⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。

⑦ その他

16 その他

新たに高圧ガスの製造を開始した場合、事業所を廃止した場合又は事業所の承継を行った場合は、以下の届出を行います。

項目	内容
高圧ガス製造開始届書	様式第11（コンビ則第21条関係） 製造開始後に届け出ること。
高圧ガス製造廃止届書	様式第12（コンビ則第21条関係） 製造許可に係る許可書の原本又は写しを返納すること。
高圧ガス製造事業 承継届書	様式第2（コンビ則第12条関係） 承継の事実を証する書面（合併契約書の写し等）を添付すること。

17 認定高度保安実施者に係る手続等

以下に、認定高度保安実施者における変更の特例、完成検査の特例、保安検査の特例、保安人員の選解任等及び危害予防規程の手続について記載します。

(1) 変更の特例（コンビ則第49条の7の9）

認定高度保安実施者の変更の工事については、以下のとおり、重要な変更工事については許可（ア）、軽微な変更の工事については記録保存（イ）、その他の変更については事後届出（ウ）が必要となります。

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事			
重要な変更	特定変更工事	許可	完成検査 必要 (記録保存)
その他の変更	「重要な変更」と 「軽微な変更」以外の工事	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更	コンビ則第14条各号の工事	記録保存 ・変更の内容 ・法第8条の技術上の基準に関する事項	完成検査 不要
製造の方法の変更・ガス種の変更			
重要な変更	ガス種の変更 常用圧力・常用温度の変更 (設計圧力又は設計温度を 変更するものに限る。)	許可	完成検査 不要
その他の変更	「重要な変更」と 「軽微な変更」以外の変更	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更	常用圧力・常用温度の変更を 伴わない製造の方法の変更	記録保存 ・変更の内容 ・法第8条の技術上の基準に関する事項	完成検査 不要

ア 重要な変更

申請に必要な書類は、目次1 高圧ガス製造許可申請、高圧ガス製造施設等変更許可申請に示したものを標準とし、申請は工事着工予定の1か月前を目途に行います。なお、大規模な改修や処理能力の変更を伴う変更、耐震設計が必要な変更等については、原則として事前に相談してください。

イ 軽微な変更

認定高度保安実施者の認定に係る製造施設の場合は、工事記録の作成・保存を行い、届出の必要はありません。

ウ その他の変更

認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書（様式第34の7の8（コンビ則第49条の7の9関係））を用い、添付書類は、目次1の「高圧ガス製造許可申請、高圧ガス製造施設等変更許可申請」に示した添付書類を、工事後に届け出てください。

(2) 完成検査の特例（コンビ則第49条の7の10）

認定高度保安実施者は、市長による保安検査に代わって、自ら完成検査を実施することができます。この場合、認定高度保安実施者は、完成検査の記録を作成し、保存してください。

(改正高圧法第39条の22、コンビ則第49条の7の10)。

なお、当該記録については、目次2の「製造施設完成検査」を参考に作成してください。

(3) 保安検査の特例 (コンビ則第49条の7の13)

認定高度保安実施者は、市長による保安検査に代わり、自ら保安検査を行うことができます。この場合、認定高度保安実施者は、保安検査の記録を作成し、保存してください(改正高圧法第39条の27、コンビ則第49条の7の13第6項)。

なお、当該記録については、目次3の「保安検査」を参考に作成してください。

(4) 保安人員の選解任等 (コンビ則第49条の7の11、第49条の7の12)

認定高度保安実施者が保安人員(保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員)の選解任を行った場合の届出は必要ありませんので、記録を作成し、免状の写しとともに、当該記録を保存してください。

※保安係員及び保安主任者の選任について、認定高度保安実施者は、製造のための施設の区分ごとに行う必要はありませんが、高度な情報通信技術の活用等により、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講じることができるなど、適切な保安管理が行える方法で選任を行う必要があります(改正高圧法第39条の24第1項、第39条の25第1項、コンビ則第49条の7の11、第49条の7の12)。

(5) 危害予防規程 (改正高圧法第39条の23)

認定高度保安実施者は、危害予防規程の作成又は変更をしたときは、当該規程を保存し、目次11の「危害予防規程届」に基づく届出の必要はありませんが、市長から提出を求められたときは、速やかに提出してください。

参考

参考1 製造計画書・変更明細書の例

製 造 計 画 書 ・ 変 更 明 細 書

- 1 製造施設の名称
〇〇ガス製造施設
- 2 製造(変更)の目的及び内容
●●を生産するため、〇〇ガスを製造する施設を設置します。
(変更の場合)
〇〇ガス製造施設の生産能力増強を目的として圧縮機(1台)及び付属配管を追加します。
詳細は別添「フロー図」等を参照してください。
- 3 工程説明
〇〇ガス製造施設は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇する施設です。
製造工程の詳細については、別添「製造工程書」を参照してください。
- 4 処理能力
処理能力 〇〇Nm³/日(詳細は別添「処理能力計算書」のとおり)
(変更の場合)
今回の変更により、製造施設全体で〇〇Nm³/日増加します。
(施設全体の処理能力: ▲▲▲Nm³/日 ⇒ □□□Nm³/日、〇〇Nm³/日増)
詳細は別添「処理能力計算書」、「処理能力一覧表(新、旧)」を参照してください。
- 5 レイアウト(石災法に定める施設地区の配置等)
石災法のレイアウト規制を遵守した配置となります(消防庁と協議済み)。
(変更の場合)
今回の変更工事は、既存施設内における工事のため、レイアウト変更はありません。
- 6 認定の取得状況(変更工事の場合に限る。)
今回の変更工事を行う製造施設の認定取得状況は次のとおりです。

製造施設の区分 事業者の区分	自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設	左記以外の製造施設
認定高度保安実施者		
認定完成検査実施者		○
特定認定事業者		
認定保安検査実施者、 自主保安高度化事業者 (認定完成検査実施者を除く)		
上記以外の事業者		

7 完成検査の方法

設置（変更）工事完了後、横浜市長による完成検査を受検します。

8 耐圧試験の方法

水を使用して常用圧力の1.5倍以上の圧力で耐圧試験を実施します。

9 耐震設計構造物

今回の工事範囲に耐震設計構造物に該当する設備はありません。

※45mm以上の配管系の内容積は、別添「配管容量計算書」を参照してください。

10 容器置場の新設・増設等

今回の申請における容器置場の面積は〇〇 m²です。

（△△ガス47L容器●●本、貯蔵量□□m³）別添「機器配置図」を参照してください。

（変更の場合）

今回の申請で容器置場の面積が〇〇 m²増加します。

（△△ガス47L容器●●本増設、貯蔵量□□m³増加）別添「機器配置図」を参照してください。

11 処理能力フロー図

別添「製造工程図」を参照してください。

12 コンビ則第5条第2号で定めるKW値の算出表

別添「KW値一覧表」を参照してください。

参考2 ガス名別ガス処理能力表の例

特定施設名	ガス名	変更前処理能力 (Nm ³ /D)	変更後処理能力 (Nm ³ /D)	増・減 (Nm ³ /D)
A施設	プロパン	100	120	20
	ブタン	100	100	0
	酸化エチレン	5,000	4,500	-500
	合計	5,200	4,720	-480

参考3 技術基準一覧表の例

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
	コンビ則第5条第1項			
2号 3号	可燃性ガスの保安距離	保安物件に対して〇〇mであって、基準値(〇〇m)以上です。		保安距離計算書
4号	毒性ガスの保安距離	境界線まで〇〇mであって、基準値(〇〇m)以上です。保安物件に対して〇〇mであって、基準値(〇〇m)以上です。		同上
5号	その他のガスの保安距離	保安物件に対して〇〇mであって、基準値(〇〇m)以上です。		同上
6号	2号～5号以外の保安距離	該当なし		—
7号	宿直施設	他の宿直施設に対し、20m以上の距離を有しています。		—
8号	境界線までの距離	事業所境界線に対し〇〇mであって、基準値(20m)以上です。		工場内配置図
9号	保安区画	区画は〇〇m ² であり、基準値(2万m ²)以下です。		保安区画等図
10号	設備間距離及び燃焼熱量	他の区画の高圧ガス設備に対し〇〇mであって、基準値(30m)以上です。燃焼熱量の数值は〇〇TJであって、基準値(2.5TJ)以下です。		保安区画等図 KW値算出表
11号	可燃性ガスの設備間距離	他の可燃性ガス・酸素の製造施設の高圧ガス設備に対して、基準値(5m、10m)以上です。		同上
12号 13号	貯槽	該当なし		—
14号	火気施設からの距離	製造施設から火気施設までは8m以上です。		機器配置図
15号	気密な構造	ガス設備は気密な構造です。	○	—

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
16号	材料	すべて法令基準に適合しています。	○	機器一覧表 配管一覧表 弁類一覧表
17号 18号	耐圧気密試験	耐圧試験、気密試験を実施します。	○	—
19号	強度	強度計算を行い、すべて法令基準に適合しています。	○	機器一覧表 配管一覧表 弁類一覧表
20号	温度計等	温度計の位置はフローシートに示します。温度制御の方法は、明細書中の工程説明に示します。	○	明細書 フローシート 計装類一覧表
21号	圧力計 安全装置	圧力計、安全装置の位置はフローシートに示します。安全弁吹出量の計算は安全弁一覧表に示します。	○	フローシート 安全弁一覧表 計装類一覧表
22号	安全装置の 放出管	可燃性ガスの安全弁の放出管の位置は機器配置図に示します。毒性ガスの安全弁放出管は、除害設備に導きますが詳細は除害設備説明書に示します。	○	機器配置図 除害設備説明書
23号	基礎	基礎図に示します。	○	基礎図
24号	耐震設計	機器リストに示す機器、支持構造物及び基礎については耐震設計を行い、計算書を添付します。なお、地盤の流動化判定の結果も添付します。	○	耐震計算書 流動化判定書
25号～ 28号	特殊反応設備等	〇〇器が該当し、その安全装置を特殊反応設備等安全対策書に示します。	○	特殊反応設備等安全対策書
29号～ 39号	貯槽	該当なし		—
41号	毒性ガス設備	毒性ガス配管の接合方法は、配管図に示します。	○	配管図
42号	二重管	二重管部分はフローシート、配管図に示します。漏洩を検知するための措置も講じています。	○	
43号 44号	貯槽の配管	該当なし		
45号	バルブの表示等	・バルブには開閉方向等を明示します。 ・バルブ等に係わる配管には、流体の種類、流れの方向を明示します。	○	—
45号	バルブの表示等	・保安上重要なバルブで通常使用しないものには、施錠封印等を行います。 ・バルブ操作に必要な照度を確保します。	○	—
46号	除害設備	除害の方法、除害能力の計算式は別に添付します。	○	除害設備説明書

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
47号	静電気除去	静電気を除去するため、接地を行います。	○	接地系統図
48号	防爆性能	高圧ガス設備に係る電気設備は、防爆構造とします。	○	—
49号	インターロック機構	明細書の工程説明の中で示します。	○	明細書
50号	保安電力	防消火設備：エンジンポンプ 冷却水ポンプ：発電装置 非常用照明：発電装置 ガス漏洩検知警報設備：蓄電池	○	防消火設備図
51号	滞留しない構造	該当なし		
52号	毒性ガス識別	「毒性ガス（液化アンモニア）製造施設」 「毒性ガス漏洩注意箇所」と記載した識別表及び危険標識を掲げます。 掲示場所は配置図に示します。	○	機器配置図
53号	ガス漏洩検知警報設備	県基準に基づき、高濃度用○台、低濃度用○台を設置します。	○	機器配置図
54号	防消火設備	散水設備は7ℓ/min/m ² の設計ですが、既設置のエンジンポンプで対応できます。		防消火設備説明書
54号の2	消火設備（特定不活性ガス）	該当なし		—
55号	ベントスタック	該当なし		—
56号	フレアースタック	既設置のNo.2スタック（高さ○○m、○○t/h）を使用します。		事務所平面図
58号～60号	充填	該当なし		—
61号	計器室	○○ガスであるため二重扉とし、また圧力を保持できる構造とします。	○	—
62号	保安用不活性ガス等	不活性ガス及びスチームの供給を受ける措置を講じています。	○	—
63号	通報設備	構内電話、ページング、構内放送設備を設置します。構内電話の位置は図に示します。	○	事業所平面図
64号	貯槽の沈下	該当なし		—
65号	容器置場	該当なし		—
コンビ則第5条第2項				
1号	安全弁止め弁	・安全弁止め弁は、常に全開とします。 ・施錠、封印を行います。	○	—
2号 3号	充填	該当なし		—

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
4号	エアゾール	該当なし		—
5号	点検	使用の開始時及び終了時その他1日に2回、製造設備の作動状況を点検し、異常の有無を確認します。		—
6号	修理等	法令基準に従います。		—
7号	バルブ操作	バルブ操作には基準に従ったハンドル廻しを使用し、バルブに過大な力をかけません。		—
8号	容器置場	該当なし		—

参考4 機器等一覧表の例

(1) 機器一覧表の例

設置地区	機器番号	機器名称	基数	ガス設備	高圧ガス設備			流体名称	内容積 (m ³)	型式	寸法 内径 板厚 長さ 能力等 (mm)	材質	設計		常用		計装設備			安全装置	製造者	製造年月
					特定設備	認定品等	その他						温度 (°C)	圧力 (MPa)	温度 (°C)	圧力 (MPa)	温度計	圧力計	液面計			
A地区 (2階)	PV-20n・b	LPG供給 ポンプ	2			○		プロパン プロピレン	—	往復動	0.5m ³ /min 1kW	FCD-50	0~ 350	4.0	0~ 40	1.8	TI	PG	—	SV	A社	94.03
A地区 (地上)	D-121	LPG 移送槽	1		○			プロパン プロピレン	—	堅置 円筒	1500×2500× 18	SM50B	0~ 65	1.8	35	1.4	—	—	LIC LHA LLA	SV	B社	93.11
A地区 (3階)	F-3A・B	凝縮器	2		○		冷却水	—	横形 多管式	11800×8000× 13	SM41B	66	0.7	45	0.18	TI	PG	—	—	C社	93.12	
							プロパン プロピレン			19.0×6000× 1.6												SUS316TB

(2) 弁類一覧表の例

弁記号	流体名称	設計		常用		弁の種類	呼び径	材質	認定品等の有無	製造者
		温度(°C)	圧力(MPa)	温度(°C)	圧力(MPa)					
V-101	エチレン	-10~350	50以下	50	10	仕切弁	1・1/2~8	SC49	有	A社
V-102	エチレン	-10~350	50以下	50	10	逆止弁	1/2~2	S28C	有	A社
V-103	エチレン	-10~350	50以下	50	10	仕切弁	1・1/2~8	SC49	有	A社

(3) 配管一覧表の例

流体名称	LPG
材質	STPG370S
スケジュール番号	80
計算式 〔肉厚に対する外径〕 の比が1.5以下	$t = \frac{P D_o}{2 \sigma_a \eta} + 0.8P$
許容引張応力	$\sigma_a = 92 \text{ N/mm}^2$
溶接効率	$\eta = 1$
備考	

配管記号	呼び径(B)	設計		常用		外径(D)	実肉厚(mm)	計算肉厚(t)	認定品等の有無
		温度(°C)	圧力(MPa)	温度(°C)	圧力(MPa)				
A1	1/2	-10~100	2.0	40	1.6	21.7	3.2	0.23	無
A2	3/4	-10~100	2.0	40	1.6	27.2	3.4	0.28	有

(4) 計装類一覧表の例

種別	機器番号	流体名称	設計		常用		型式	材質	認定品等の有無	製造者
			温度(°C)	圧力(MPa)	温度(°C)	圧力(MPa)				
圧力計	PG-1	水素	-10~100	2.0	40	1.6	ブルドン管式	SUS304	無	A社
流量計	LG-1	水素	-10~100	2.0	40	1.6	コリオリ式	SCS13A	有	B社

参考5 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて

定期自主検査などに伴う内部開放検査及び外部検査（目視検査及び非破壊検査）により発見された腐食、減肉及びワレ等の欠陥に対して行う肉盛補修工事については、保安検査時の報告事項とします。

ただし、以下の場合、変更許可申請や事前の協議が必要なので相談してください。

- ア 事故の発生に基づき溶接補修工事を行う場合
- イ 減肉、亀裂が設備を貫通した場合
- ウ 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施基準（横浜市高圧ガス保安法審査基準 8 特定施設の保安検査別紙参照）に示されている溶接補修に関する基準例やWES 7700 圧力設備の溶接補修規格群（一般社団法人 日本溶接協会）によらない溶接補修工事を行う場合
- エ 上記のほか、欠陥の程度（発生位置、種類、深さ及び長さ）により、設備の運転中における環境（内部流体による腐食及びワレ等を発生させる環境若しくは外面腐食を発生させる環境等）を勘案して、発生した欠陥の原因を究明し、必要な対策を講じることが必要と判断される場合

保安検査時の報告事項とする例と報告内容については以下のとおりです。

1 保安検査時の報告事項とする例

- (1) 開放検査に伴って、内部非破壊検査等により発見された欠陥についての溶接補修工事
- (2) 高圧ガス設備の外面腐食に伴う肉盛補修のための溶接補修工事
- (3) クラッド鋼を使用している高圧ガス設備のクラッド部分の溶接補修工事
- (4) 高圧ガス設備の外面に取り付けられている付属品（ラダー及びステー等）の高圧ガス設備との取り付け溶接部分の補修工事
- (5) シェル&チューブ式熱交換器等について、耐圧性能確保を目的としてチューブと管板を溶接している部分の溶接補修工事

2 保安検査時の報告内容

- (1) 溶接補修工事を必要と判断される欠陥の情報
 - ア 欠陥の発生場所
事業所において管理する板割をもとに欠陥の発生場所を図示してください。
 - イ 欠陥の種類、長さ及び深さ（Gr除去後の深さ）
 - ウ 必要最小板厚及びGr除去後の板厚の必要最小板厚に対する不足肉厚
- (2) 溶接補修工事の方法及び補修後の検査方法
 - ア 溶接補修工事を行う範囲
 - イ 溶接補修工事の方法及び検査方法
溶接補修工事の方法は、事業所において策定した溶接補修要領の添付で構いません。また検査方法とは、溶接補修工事前後における目視検査、非破壊検査、耐圧試験及び気密試験等のことをいい、耐圧試験の実施は、原則として、保安検査基準に規定される6点法により実施の有無を判断することとし、耐震設計構造物の耐圧試験及び気密試験において通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを満たそうとする場合は、例示基準に基づいて講ずる措置を記載してください。
なお、高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施基準中溶接補修例等に従って溶接補修工事及び検査を行う場合は、例えば、「高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施基準中の溶接補修に関する基準例に従って実施する」などの記載として構いません。
- (3) 溶接補修工事後の内容
 - ア 耐圧・気密試験結果及び検査写真
結果は、市コンビ参考様式第1-3号若しくはこれと同様の書式に取りまとめてください。
 - イ 非破壊検査の記録
結果は、市コンビ参考様式第1-4号から市コンビ参考様式第1-8号まで、又はこれらと同様の書式に取りまとめてください。

明 細 書

1 対象施設

〇〇ガス製造施設

<認定の取得状況>

製造施設の区分 事業者の区分	自ら特定変更工事に係る 完成検査を行うことができる 製造施設	左記以外の製造施設
認定高度保安実施者	記録保存	
認定完成検査実施者		○
特定認定事業者		
認定保安検査実施者、 自主保安高度化事業者 (認定完成検査実施者を除く)		
上記以外の事業者		

2 変更の目的及び内容

〇〇ガス製造施設において使用している手動弁が老朽化したため、同仕様（同形状・同材質）の弁（認定品）への取替えを行いました。

3 軽微変更の根拠

該 当	根拠	変更内容
○	コンビ則 14条1号	高压ガス設備（認定品等又は保安上支障のないもの）の取替え（処理能力変更無し）
	" 1の2号	特定設備の部品の取替え（保安上特段支障のないもの）
	" 1の3号	高压ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高压ガス設備の設置に限る。）及び撤去
	" 2号	ガス設備（高压ガス設備を除く。）の変更工事
	" 3号	ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更工事
	" 4号	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高压ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）
	" 4の2号	コンビ則17条2号の変更工事により追加された製造施設における変更工事で保安上特段の支障のないもの（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）
	" 5号	試験研究施設における変更工事（処理能力変更無し、経済産業大臣が認めたもの）
	" 6号	認定完成検査実施者及び認定高度保安実施者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う特定設備（設計圧力30Mpa以上のものを除く。）の管台の取替え工事
	" 7号	特定認定事業又は特定認定高度保安実施者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う
	イ	特定設備の管台の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ロ	特定設備の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ハ	特定設備の変更工事（保安上特段の支障のないもの）

	ニ	高圧ガス設備（配管・バルブ・継手・附属機器類）の変更の工事
	〃 8号	認定完成・保安検査実施者、認定高度保安実施者、自主保安高度化事業者が行う工事であって
	イ	高圧ガス設備（特定設備を除く。）（認定品等又は保安上支障のないもの）への変更工事（処理能力変更無し）
	ロ	高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更工事（配管・バルブ・継手⇔配管・バルブ・継手に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）で、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの
	ハ	ガス設備（特定設備を除く。）の取替え工事

4 処理能力の増減

今回の変更において処理能力の変更はありません。

5 耐震設計構造物

今回の変更範囲に耐震設計構造物に該当する設備はありません。

※45mm以上の配管系の内容積は、別添「配管容量計算書」を参照してください。

参考7 市コンビ参考様式集

市コンビ参考様式第1号（コンビ申請等手引）

完成検査報告書

____年 ____月 ____日

____工 事 名

____事 業 所 名

保安統括者氏名：_____

注) 事業所の保安統括者（最高保安責任者）の氏名を記載すること。

検査結果のまとめ

1 変更内容

(年 月 日 第 号許可)

2 検査項目

- (1) 耐圧試験
- (2) 気密試験
- (3) その他

3 検査年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

4 検査責任者氏名

5 総合判定

耐圧・気密試験結果成績書

____年 ____月 ____日

事業所名(客先) _____
装 置 名 _____
工 事 名 _____
検 査 年 月 日 _____
検 査 場 所 _____
検査実施会社名 _____
検 査 員 _____
立 会 者 _____

検 査 箇 所	試験区分	試験圧力	設計圧力	常用圧力	媒体	保持時間	判定

(注) 検査箇所、配管材質、設計条件、運転条件等を明記したアイソメ図(検査対象が配管の場合に限る。)及び検査写真を添付する。

浸透探傷試験成績書

_____年 月 日

事業所名(客先) _____
装 置 名 _____
工 事 名 _____
検 査 年 月 日 _____
検 査 場 所 _____
検 査 員 _____
立 会 者 _____

試験条件							
材 質		試験時期		表面状態			
浸透液		現像液		洗浄液			
試験温度	℃	乾燥温度	℃	浸透時間	分	現像時間	分

試験記録					
検 査 箇 所	時期	欠陥指示模様等級分類			判定
		線 状	円形状	分 散	

(注) 対象が配管の場合には、対象配管ごとに検査箇所を明記したアイソメ図(溶接箇所、配管材質、設計条件、運転条件等を併記したもの。)を添付する。

磁粉探傷試験成績書

_____年 ____月 ____日

事業所名(客先) _____
 装置名 _____
 工事名 _____
 検査年月日 _____
 検査場所 _____
 検査実施会社名 _____
 検査員 _____
 立会者 _____

試験条件				
材 質		試験時期		表面状態
磁化方法		磁粉種類		磁粉濃度 g/l

試験記録					
検 査 箇 所	時 期	欠陥磁粉模様等級分類			判 定
		線 状	円形状	分 散	

(注) 対象が配管の場合には、対象配管ごとに検査箇所を明記したアイソメ図(溶接箇所、配管材質、設計条件、運転条件等を併記したもの。)を添付する。

超音波探傷試験成績書

_____年 月 日

事業所名(客先) _____
装 置 名 _____
工 事 名 _____
検 査 年 月 日 _____
検 査 場 所 _____
検査実施会社名 _____
検 査 員 _____
立 会 者 _____

試験条件					
材 質		板 厚	mm	試験時期	
探傷方法		探 触 子		接触媒質	
周波数	MHz	屈折角	°		

試験記録			
検 査 箇 所	時期	欠陥の有無	判定

(注) 対象が配管の場合には、対象配管ごとに検査箇所を明記したアイソメ図(溶接箇所、配管 材 質、設計条件、運転条件等を併記したもの。)を添付する。

放射線透過試験成績書

_____年 ____月 ____日

事業所名(客先) _____
 装置名 _____
 工事名 _____
 検査年月日 _____
 検査場所 _____
 検査実施会社名 _____
 検査員 _____
 立会者 _____

試験条件					
材 質		板 厚		試験時期	
			m		
撮影範囲	%	装置名		使用線源	
透過度計		階調計		使用フィルム	
照射時間	秒	撮影距離	mm	現像時間	分

試験記録									
検査箇所	時期	フィルム マーク	透過写真等級分類						判定
			無欠陥	第1種	第2種	第3種	第4種	総合・混在	

(注) 対象が配管の場合には、対象配管ごとに検査箇所を明記したアイソメ図(溶接箇所、配管材質、設計条件、運転条件等を併記したもの。)を添付する。

超音波厚さ測定結果

_____年 ____月 ____日

事業所名(客先) _____
 装置名 _____
 工事名 _____
 検査年月日 _____
 検査場所 _____
 検査実施会社名 _____
 検査員 _____
 立会者 _____

測定条件					
材 質		板 厚	mm	試験時期	
探傷方法		探 触 子		接触媒質	
周波数	MHz	屈折角	°		

試験記録							
検査箇所	時期	材質	管径 (B)	肉 厚 (mm)			判定
				呼び厚さ	必要板厚	測定値	

(注) 対象が配管の場合には、対象配管ごとに検査箇所を明記したアイソメ図(溶接箇所、配管 材質、設計条件、運転条件等を併記したもの。)を添付する。

高压ガス製造施設一覧

※コンビ則第10条の適用を受ける導管を含む。

	製造施設名	ガス名	処理量 (Nm ³ /日)	前回の保安検査の 年月日 (基準日)	年度 保安検査予定 (定修期間と保安検査予定月)												備考	
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
事業所総処理量																		

市コンビ参考様式第2-2号 (コンビ申請等手引)

貯槽一覧

	貯 槽 名	ガ ス 名	許 可 容 量 (ton or Nm ³)	開 放 検 査 周 期	前回の開放検査 の 年 月 日	年 度 開 放 検 査 検 査 予 定												
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		

(注) 貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に () 書きで制限後の貯蔵量を記載する。

保安検査の概要

施設（貯槽）名		
ガス名		
前回の保安検査の年月日 （基準日）及び特記事項	年 月 日	
今回検査希望年月日	年 月 日	
装置停止年月日	年 月 日	
装置再開年月日	年 月 日	
検査基準	基準名（ ）	
検査内容	別紙（ ）	
機器一覧表	別紙（ ）	
工程表	別紙（ ）	
事業所配置図	別紙（ ）	
検査組織	別紙（ ）	
安全対策	基準名（ ） （下請け管理を含む）	
担当者	保安主任者	
	同代理者	

※ 保安検査対象施設のフローシート及び機器配置図を添付すること

定期自主（認定保安）検査報告書

____年 月 日

特 定 施 設 名

事 業 所 名

保安統括者氏名：_____

注）事業所の保安統括者（最高保安責任者）の氏名を記載すること。

高圧ガス製造施設自主(認定保安)検査結果報告書

事業所名 :
 特定施設名 :
 自主検査の実施日 :
 検査責任者氏名 :

1 法定検査項目の検査結果について

規則	項目	内容及び結果	判定
第5条1項	製造施設の基準	—	—
1号	境界線・警戒標		
2～3号	保安物件までの距離(可燃性ガス)		
4号	〃 (毒性ガス)		
5号	〃 (その他のガス)		
6号	〃 (一般則、LP則)		
7号	宿直施設までの距離		
8号	境界線までの距離		
9号	保安区画の面積		
10号イ	設備間距離(保安区画間)		
10号ロ	燃焼熱量の数値		
11号	設備間距離		
12号	貯槽と他の設備間の距離		
13号	貯槽間の距離		
14号	火気施設までの距離		
15号	ガス設備の気密性能		
16号	材料の制限		
17号	耐圧性能		
18号	気密性能		
19号	強度(肉厚)		
20号	温度計等		
21号	圧力計、安全装置		
22号	安全装置の開口部の位置		
23号	基礎の確認		
24号	耐震性能		
25号	内部反応監視装置(特殊)		
26号	危険状態防止装置(特殊)		
27号	緊急遮断装置(特殊)		
28号	緊急移送設備(特殊)		

29号	貯槽の識別措置		
31, 32号	貯槽の耐熱性措置		
33号	貯槽の液面計		
34号	低温貯槽の負圧防止措置		
35号	貯槽の流出防止措置		
36号	防液堤内外の設置制限		
37号	貯槽の埋設 (特定液石)		
38, 39号	埋設貯槽の基準(特定液石)		
40号	アルシ等の配管系統制限		
41号	接合方法の制限(毒性)		
42号	二重管等(毒性)		
43号	貯槽の二重バルブ		
44号	貯槽の緊急遮断等の装置		
45号	バルブ等の措置		
46号	毒性ガスの除害措置		
47号	静電気除去措置		
48号	電気設備の防爆性能		
49号	インターロック機構		
50号	保安電力等		
51号	滞留しない構造 (室)		
52号	毒性ガスの危険標識		
53号	ガス漏洩検知警報設備		
54, 54の2号	防消火設備		
55, 56号	ベントスタック・フルースタック		
58～60号	充填に関する障壁等		
61号	計器室の位置・構造等		
62号	保安用不活性ガス等		
63号	緊急時の通報設備		
64, 64の2号	不同沈下等の測定		
65号	容器置場等の基準		
第6条1項	特定液石スタンド		
第7条1項	圧縮天然ガススタンド		
2項	圧縮天然ガススタンド(ただし書)		
第9条	コンビナート導管以外の導管		

2 割れ、腐食等の発生状況に関する知見について

発生の部位	損傷名	損傷の原因	環境条件	対策	検査方法

高圧ガス製造施設自主(認定保安)検査結果報告書 (機器別)

事業所名：
 特定施設名：
 自主検査の実施日：
 検査責任者氏名：

1 今回開放した機器

分類	開放機器数	検査概要
塔	基中 基	
槽	基中 基	
加熱炉	基中 基	
熱交換器	基中 基	
配管	系統中 系統	
その他		

2 肉厚検査

分類	検査方法及び検査結果等
塔	
槽	
加熱炉	
熱交換器	
配管	
その他	

3 回転機器

分 類	検 査 方 法 及 び 検 査 結 果 等
コンプレッサー	
ポ ン プ	
そ の 他	

4 弁 類

種 類	台 数	検 査 内 容 及 び 結 果 等
安 全 弁	台 中 台	
緊急遮断弁	台	
()		

5 計装その他

種 類	台数または 箇所等	検 査 内 容 及 び 結 果 等
温 度 計	台 中 台	
圧 力 計	台 中 台	
ガ ス 検 知 器		
接 地 抵 抗		
散 水 設 備		
インターロック		

高圧ガス製造施設自主（認定保安）検査結果報告書

（貯槽）

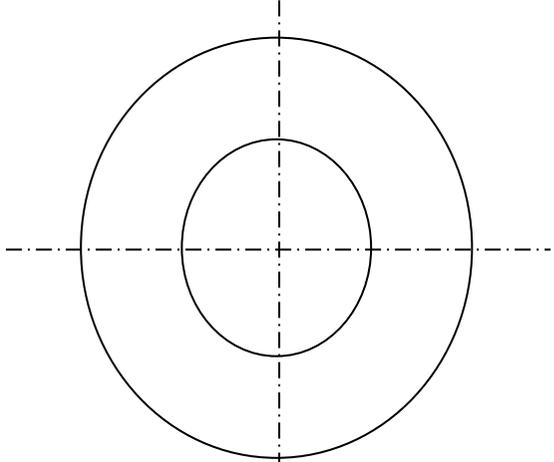
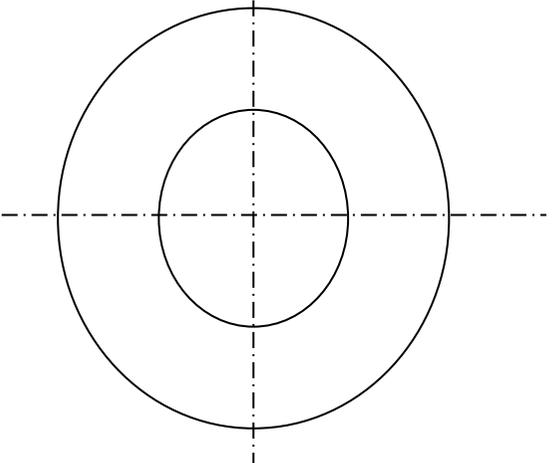
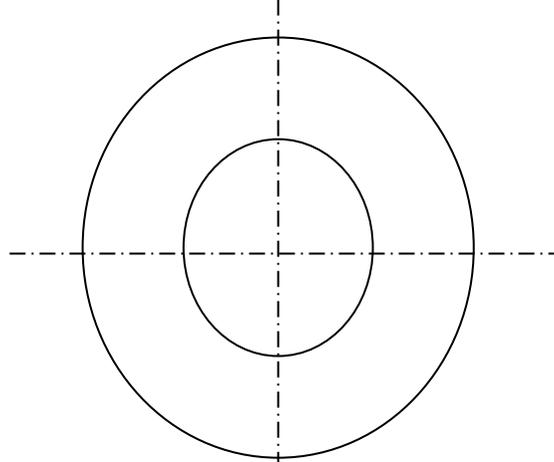
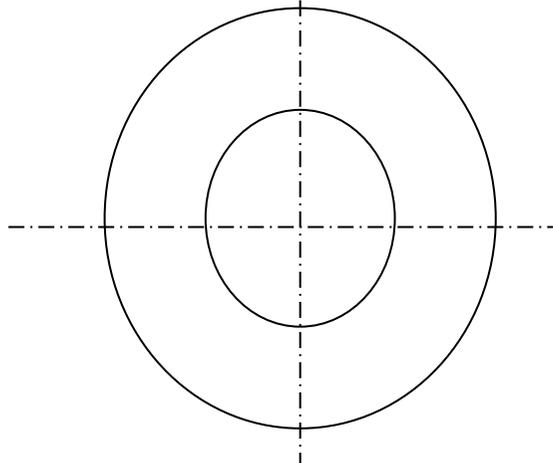
事業所名 :
 特定施設名 :
 検査年月日 :
 検査責任者氏名 :

1 法定検査項目の検査結果について

規則	項目	内容及び結果	判定
5条1項 12号	可燃性ガス貯槽と他の 設備間距離		
13号	貯槽間距離（燃）		
17, 19号	耐圧性能 肉厚		
18号	気密性能		
21号	圧力計・安全装置		
22号	安全装置の放出管の開口 部の位置（燃・毒・酸）		
23号	基礎の確認		
24号	耐震性能		
29号	識別できる措置（燃）		
31, 32号	貯槽の温度上昇防止措置		
33号	貯槽の液面計		
34号	可燃性ガス低温貯槽の 負圧防止措置		
35号	貯槽の流出防止措置 （燃・毒・酸）		
36号	貯槽防液堤内外の設備の 設置制限		
43号	貯槽のバルブ （燃・毒・酸）		
44号	貯槽の緊急遮断装置 （燃・毒・酸）		
64号	不同沈下等への措置 沈下の測定・改善措置		
2項 2号イ	毒性ガス貯槽の液面自動 検知措置		

市コンビ参考様式第4-5号 (コンビ申請等手引)

タンク番号	第 回 開放検査結果 (年 月 日)																			
1. ワレの発生状況 市コンビ参考様式第4-6号参照										2. トレパニングによる精密検査結果										
耐圧試験前						耐圧試験後						(1)採取位置 別図のとおり								
内面						内面						(2)組織の分布								
ワレ位置	縦ワレ		横	ワレ位置	個数	深さ (mm)	個数	ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	縦ワレ	個数	深さ (mm)	個数	ワレ				
	DEP	HAZ							HAZ	DEP						測定位置	最高値(Hv)	最低値(Hv)	平均値(Hv)	
A				～10		～0.5		A				～		～0.5		母材(BM)				
A B				10～20		0.5～1.0		A B				10 ～		0.5～1.0		熱 影 響 部				
B				20～30		1.0～1.5		B				20 ～		1.0～1.5		溶 接 金 属				
B C				30～40		1.5～2.0		B C				30 ～		1.5～2.0		3. ワレの発生原因				
C				40～50		2.0～2.5		C				40 ～		2.0～2.5						
C D				50～60		2.5～3.0		C D				50 ～		2.5～3.0						
D				60～70		3.0～3.5		D				60 ～		3.0～3.5						
D E				70～80		3.5～4.0		D E				70 ～		3.5～4.0						
E				80～90		4.0～4.5		E				80 ～		4.0～4.5						
ノズル				90～100		4.5～5.0		ノズ				90 ～		4.5～5.0						
計				100～		5.0～		計				100～		5.0～						
ジグ跡		その他		最大		mm	最大		シ ^ク		その他			最大						mm
外面						外面						4. 備 考								
ワレ位置	縦ワレ		横	縦ワレ	個数	深さ (mm)	個数	ワレ位置	縦ワレ		横ワレ					縦ワレ	個数	深さ (mm)	個数	
	DEP	HAZ							HAZ	DEP										
A				～10		～0.5		A								～		～0.5		
A B				10～20		0.5～1.0		A B								10 ～		0.5～1.0		
B				20～30		1.0～1.5		B								20 ～		1.0～1.5		
B C				30～40		1.5～2.0		B C								30 ～		1.5～2.0		
C				40～50		2.0～2.5		C								40 ～		2.0～2.5		
C D				50～60		2.5～3.0		C D								50 ～		2.5～3.0		
D				60～70		3.0～3.5		D								60 ～		3.0～3.5		
D E				70～80		3.5～4.0		D E				70 ～		3.5～4.0						
E				80～90		4.0～4.5		E				80 ～		4.0～4.5						
ノズル				90～100		4.5～5.0		ノズ				90 ～		4.5～5.0						
計				100～		5.0～		計				100～		5.0～						
ジグ跡		その他		最大		mm	最大		シ ^ク		その他			最大		mm				

タンク番号	第 回 開放検査時ワレ発生状況 (耐圧試験前後)	事業所名
1. 内面のワレ発生状況(位置方向長さ、深さ)及びトレパニング採取位置		2. 外面のワレ発生状況(位置方向長さ、深さ)
<p>タンク上部 (I-Isec)</p>  <p>タンク下部 (I-Isec)</p> 	<p>タンク上部 (I-Isec)</p>  <p>タンク下部 (I-Isec)</p> 	

高压ガス製造施設自主検査結果報告書 **(開放周期延長貯槽用)**

事業所名：
 特定施設名：
 自主検査の実施日：
 検査責任者氏名：

1 法定検査項目の検査結果について

項番	項目	基準	評価
I 開放検査関係規定			
1	開放検査工事の手順	作業・工事手順により実施しているか。施工要領書があるか。 作業・工事手順に伴う責任区分を明確にし、実施しているか。	
II 開放検査の評価体制			
1	事業所の評価体制	開放検査の評価体制を明確にし、実施しているか。	
2	開放検査の評価	開放検査の実施状況の確認及び評価者によって適切に実施しているか。 ・評価者氏名 ・資格	
III 開放検査データ保管・活用状況			
1	記録の保存・解析	開放検査データを時系列的に保管し、検査結果を的確に把握しているか。	
IV 開放検査実績			
1	開放履歴	直近2回の開放検査結果が適合しているか。	
V その他評価において考慮すべき事項			
1	貯槽付属品の検査	適切な検査周期及び検査内容により検査を実施しているか。	
2	貯槽外面検査	適切な検査周期及び検査内容により検査を実施しているか。	
3	支柱の耐熱措置	適切な検査項目により検査を実施しているか。	
4	貯槽の据付け状況	適切な検査項目により検査を実施しているか。	
5	日常管理		
	1) 内容物の管理	阻害物質を測定し、記録を保管しているか。	
	2) 運転管理	運転管理項目により検査を実施しているか。	
	3) 日常点検	日常点検項目により検査を実施しているか。	
評価結果			

高圧ガス製造施設自主（認定保安）検査結果報告書
（9条導管）

事業所名 :
特定施設名 :
検査年月日 :
検査責任者氏名 :

1 法定検査項目の検査結果について

規則	項目	内容及び結果	判定
第9条1号	設置場所		
2,3号	設置・標識		
4号	水中設置		
5,6号	耐圧性能及び強度		
5号	気密性能		
7号	腐食防止措置		
7号	応力吸収措置		
8号	温度上昇防止措置		
9号	圧力上昇防止措置		
10号	水分除去措置		
11号	通報措置		

高圧ガス製造施設自主（認定保安）検査結果報告書 (10条導管)

事業所名 :
 特定施設名 :
 検査年月日 :
 検査責任者氏名 :

1 法定検査項目の検査結果について

規則	項目	内容及び結果	判定
第10条1号	設置場所		
1号	水中設置		
1号	耐圧性能及び強度		
1号	気密性能		
1号	温度上昇防止措置		
1号	圧力上昇防止措置		
1号	水分除去措置		
2号	標識		
3号	腐食防止措置		
4号	材料		
5号	構造		
6号	伸縮吸収措置		
7,8号	接合及びフランジ接合部の点検可能措置		
9号	溶接		
10-23号	設置状況の確認		
24号	漏洩ガス拡散防止措置		
25, 29号	ガス漏洩検知警報設備（二重管）		
26号	運転状態監視措置		
27号	異常状態が発生した場合の警報措置		
28号	安全制御装置		
30号	緊急遮断装置等		
31号	内容物除去措置		
32号	感震装置等		
33号	保安用接地等		
34-36号	絶縁		
37号	落雷による影響回避措置		
38号	保安電力		
39号	巡回監視車等		
第11条2項	コンビナート製造者の連絡用直通電話		

高压ガス製造施設運転中検査報告書

事業所名：

特定施設名：

- 1 技術基準（コンビ則5条各号他）の適合状況について
*別添のチェックリスト（事業所の実態に合わせて作成する）のとおり
- 2 運転中検査（OSI）手法を用いた検査について

検査部位及び方法	検査結果	判定

- 3 引続き連続運転を行うにあたっての対策について

次回の保安検査（SD工事）までに予定している検査、修繕など
運転上の配慮事項ほか

4 運転中検査等の実施状況（計画分を含む）に対する保安管理部門の所見

--

5 次回の定期修理工事について

予定年月：

自主検査上の ポイント	
機器の更新 予定と理由	

高圧ガス貯槽開放検査周期延長に係る評価明細書

1 対象貯槽

- (1) 延長対象とする貯槽：_____基（市コンビ参考様式第6-2号）
内訳 開放周期____年____基
開放周期____年____基

- (2) 延長対象としない貯槽：_____基（市コンビ参考様式第6-3号）

2 評価要領の評価事項及び評価基準に対応する事項（コンビ参考様式第6-4号）

3 事業所評価の希望日
年 月 日

4 連絡担当者

市コンビ参考様式第6-2号(コンビ申請等手引)

開放検査周期延長対象とする貯槽一覧(開放周期____年)

貯槽名称	形式	高压ガス名	許可番号 許可年月日	完成検査 年月日	特定設備検査 の受検の有無	現在の開放 周期年	前回開放 検査年月日	備考
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		

市コンビ参考様式第6-3号(コンビ申請等手引)

開放検査周期延長対象としない貯槽一覧

貯槽名称	形式	高压ガス名	許可番号 許可年月日	完成検査 年月日	特定設備検査 の受検の有無	現在の開放 周期年	前回開放 検査年月日	備考
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		
	球形 横置き円筒形 縦置き円筒形				有・無	年		

市コンビ参考様式第6-4号（コンビ申請手引）

評価項目・評価基準対応一覧

項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容	対応する基準等
I. 開放検査関係規定 1. 通常の管理体制	1) 事業所においては、自主保安を基本とした 運転、設備及び保安を管理する体制があること。	○		三部門の組織（非腐食性ガスで横置 円筒形貯槽のみを対象とする事業所 については、事業所の規模等に応じ た組織）及び職務が組織規程・責任 権限規程等により文書化されている こと。	
	2) 運転管理、設備管理及び保安管理に関する 規程・基準類が整備されていること。	○		文書化されていること。	
	3) 工事管理に関し、規程・基準類が整備され 、適切に実施できる体制であること。	○		文書化されていること。	
2. 開放検査工事の 手順	1) 作業、工事手順が決まっていること。	○	○	開放検査工事の作業、工事手順が次 例のように定まっていること。 ① 貯槽及び関連配管の残液処 ② 関連配管の縁切り ③ 残ガス処理 ④ 空気への置換 ⑤ 足場組立 ⑥ 外観、非破壊検査（内部清掃 、前処理含む） ⑦ 付属品の取り外し ⑧ 付属品の検査 ⑨ 付属品の復旧 ⑩ 気密検査 ⑪ 関連配管の復旧 ⑫ 高圧ガスへの置換	
	2) 施工要領書があること。		○	特に検査にかかわる1)⑤、⑥、⑧、⑩ が整備されていること。	

項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容	対応する基準等
	3) 作業、工事手順に伴う責任区分が明確になっていること。	○	○	作業、工事手順に伴う責任区分、確認方法が明確になっていること。	
3. 検査基準	1) 開放検査における検査項目が定められていること。 2) 検査方法が定められていること。 3) 技術基準・規格が定められていること。 4) 判定基準が定められていること。	○		1) 検査項目が定められているか。 2) 検査方法が定められているか。 3) 技術基準・規格が定められているか。 4) 判定基準が定められているか。 5) 上記 1)～4)の内容は適切なものであるか。	
4. 補修基準	補修要領が定められていること。	○		補修要領が定められているか。	
5. 溶接補修後の検査基準	1) 溶接補修後の検査項目が定められていること。	○		1) 検査基準が定められているか。 2) 検査方法が定められているか。 3) 検査の施工基準が定められているか。 4) 上記1)～3)の内容は適切なものであるか。	
	2) 検査方法が定められていること。				
	3) 各検査の施工方法が定められていること。				
II. 開放検査評価体制 1. 事業所の評価体制	1) 事業所において、開放検査の評価体制が明確になっていること。	○	○	1) 開放検査を行う組織（外注検査会社を含む。）が明確化されていること。 （当該開放検査の組織表があること。） 2) 組織の分担及び責任が明確化されていること。 3) 外注検査会社の管理が明確化されていること。	

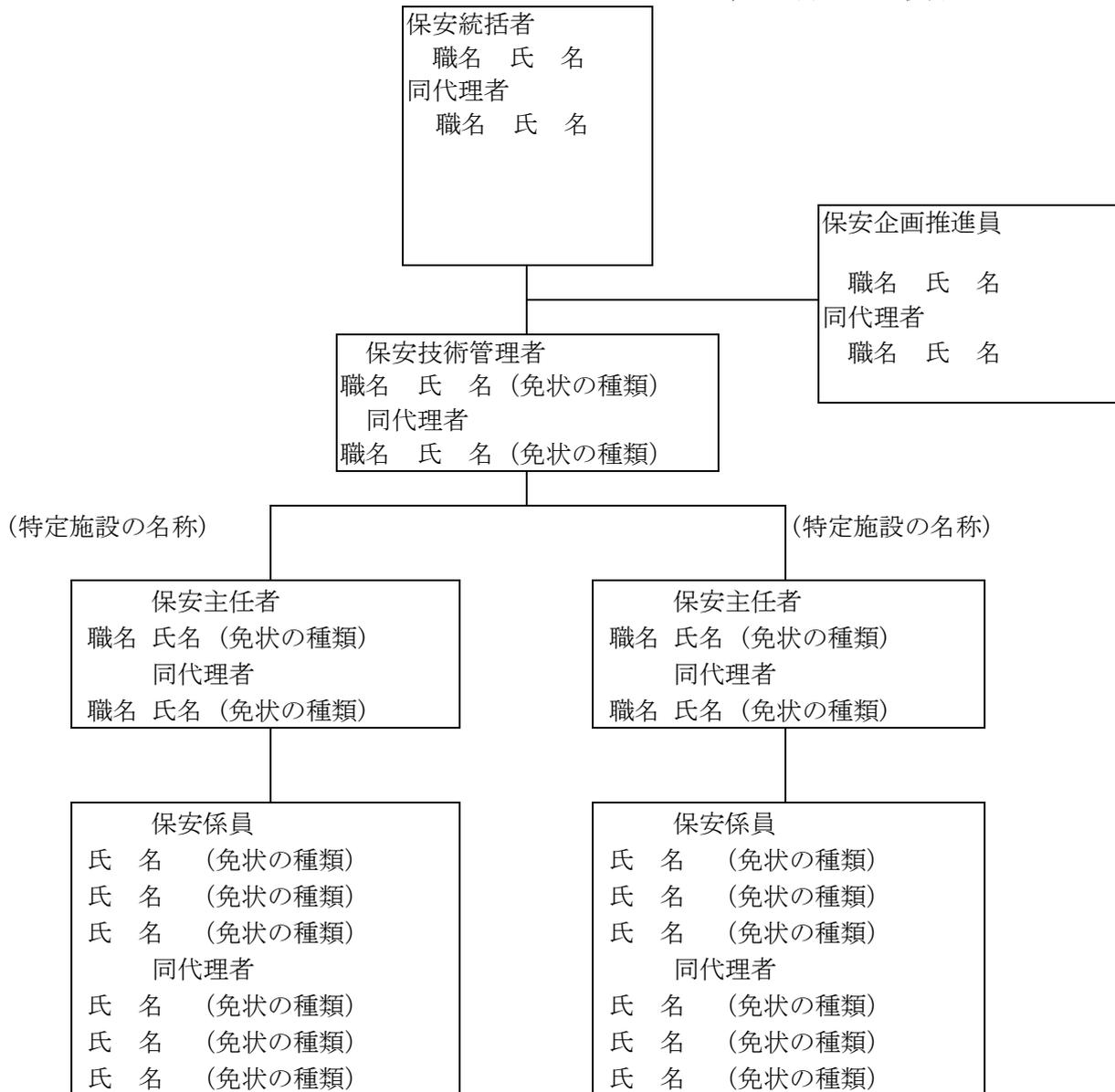
項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容	対応する基準等
	<p>2) 事業所には、開放検査結果等を的確に評価できる担当者（以下、「評価者」という。）が1名以上いること。</p> <p>① 原則事業所員であること。</p> <p>② 評価に対する責任を有すること。 （外注検査会社を含む個々の検査責任者、補修責任者及び付帯工事責任者に対する改善勧告等）</p> <p>③ 評価に必要な知識、経験を有すること。 （該当貯槽の管理に関する知識、経験）</p> <p>④ 評価者は、「磁粉探傷試験レベル 2 (MT2)」(JISZ 2305 資格) 又は甲種機械製造保安責任者免状若しくは甲種化学製造保安責任者免状のいずれかを有する者であること。</p> <p>ただし、非腐食性ガスで横置円筒貯槽のみを対象とする事業所の評価者については、乙種機械でも可とする。</p>	○		<p>1) 評価者の資格等が基準を満たしていること。</p> <p>2) 外部の団体等が行う非破壊検査に関する研修会を受講した者又は社内において非破壊検査に関する教育を受けた者など知識を有する者がいること。</p> <p>3) 開放検査に関する経験は、開放検査を行う組織等に属し、開放検査に係る業務に1年以上従事した者であること。</p>	
2. 開放検査の評価	開放検査の実施状況の確認及び評価が評価者によって適切に実施されていること。		○	<p>1) 評価者により、開放検査関係規程に基づく開放検査期間に応じた評価が実施されていること。</p> <p>2) 評価者により、次に掲げる事項が確認されていること。</p> <p>① 検査を行う者の資格・経験等の保有確認</p> <p>② 検査基準に基づく検査が実施されたことの確認</p>	
3. 外注検査会社の評価	外注検査会社に委ねる場合は、評価者の意見が反映され、検査に適した協力会社であることが事業所により確認されていること。	○		<p>外注検査会社の技量について、次に掲げる実績等により確認されていること。</p> <p>① 検査管理体制</p> <p>② 検査実績</p> <p>③ 検査員の資格等の保有状況</p>	

項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容	対応する基準等
				④ 検査員の教育訓練状況 ⑤ 検査設備等の保有状況	
Ⅲ. 開放検査データの 保管・活用状況	1) 開放検査データを時系列的に保管し、貯槽の検査結果を的確に把握できる体制にあること。	○	○	1) 開放検査記録の収集・解析・保管方法及び保管部署等が明確化されていること。 2) 当該貯槽の設置以来の開放検査記録が整理されていること。 貯槽設計データを含む。(建設年月、建設メーカー、設計仕様、図面 等) 3) 欠陥及び腐食発生について原因・対策等を解析し、解析結果が保管されていること。 4) 上記の検査記録が補修の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されていること。	
	2) 技術資料の保有状況	○		必要な技術資料の入手に努めていること。	
Ⅳ. 開放検査実績	適正な開放検査期間毎に行った直近の2回の開放検査結果が以下に適合すること。 ① 直近2回の内1回は、本基準による検査結果を満足すること。 ② 一般則別表第1、第1項第11号 コンビ則別表第3、第1項第18号 のただし書きの開放検査結果に適合する貯槽であること。	○	○	前回開放検査において、溶接補修等を行っていないこと。	
Ⅴ. その他評価において考慮すべき事項 1. 貯槽付属品の検査	以下付属品・機器の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。 ① 元弁(第一弁) ② 緊急遮断弁 ③ 逆止弁 ④ 液面計 ⑤ その他付属品	○	○	1) JLPA 501(2005年)「LPガスプラント検査基準」(以下「JLPA基準」という。)の第IV編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であること。 2) 緊急遮断装置は、関係規則の基準の内容を満足していること。	

項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容	対応する基準等
2. 貯槽外面検査	以下項目の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。 ① 溶接部 ② ノズル溶接部 ③ 塗装状況	○	○	JLPA基準の第Ⅲ編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であること。	
3. 支柱の耐熱措置	被服状況の検査項目が明確になっていること。	○	○	JLPA基準の第Ⅲ編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であること。	
4. 貯槽の据えつけ状況	以下の検査項目が明確になっていること。 ① 基礎のひび割れ・崩壊・損傷 ② ベースプレート部の腐食・損傷・変形 ③ アンカーボルト・ナットの腐食・損傷・ゆるみ	○	○	JLPA基準の第Ⅲ編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であること。	
5. 除害設備の状況	毒性ガスの除害設備は、適切であること。		○	貯槽の除害設備は、適切に設置されていること。	
6. 日常管理 1) 阻害物質の管理	1) 阻害物質の含有量の基準値が決められていること。		○	阻害物質の含有量の基準値が定められていること。	
	2) 阻害物質の基準値の測定法が規定されていること。		○	JIS等の基準に準拠していること。	
	3) 阻害物質の許容量が把握されていること。		○	測定するか、供給者の分析表で確認していること。	
	4) 日常、工事時における阻害物質が適正に管理され、含有量の記録が保管されていること。		○	貯槽の使用目的等に応じて、阻害物質を自ら測定し、又は、供給者の分析表等で確認し、かつ、保管していること。	
2) 運転管理	1) 運転条件が設計仕様の範囲内であること。		○	運転の温度・圧力等が設計以内であること。	
	2) 運転管理項目が決められ、文書化されていること。		○	運転手順書、運転条件基準等に記載されていること。	
3) 日常点検	日常点検項目が決められていること。		○	外観検査等決められていること。	
4) ガス種固有の問題への対応	過去の開放検査時に問題となった事項に適切に対応ができていないこと。		○	アンモニア貯槽の応力腐食割れ、メチルアミン類の窒化、酸化エチレンの内容物の重合等への対応はできていないこと。	

市コンビ参考様式第7号（コンビ申請等手引）

選 任 者 の 経 歴 書	
氏 名	
現在の部署、役職	
保安責任者免状	
1年以上の製造経験を有する高圧ガスのガス区分及びガス名	
上記の作業経歴が該当する従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月)
法定講習受講年月日	年 月 日
コンビナート等保安規則第29条のいずれかに該当することを示す経歴	<p style="font-size: small;">*この欄は、保安企画推進員の場合のみ記入する。</p>



注1 選・解任の該当者の氏名に丸印などの印をつけること。

注2 特定高圧ガス取扱主任者、保安監督者等も同様に記述すること。

選任者の経歴書	
氏名	
現在の部署、役職	
一般高圧ガス保安規則第73条（液化石油ガス保安規則第71条）の各号のいずれかに該当することを示す経歴	

特定施設の概要

特定施設名				
許可番号	年 月 日（工保）第 ー 号			
処理能力 (Nm ³ /日)	総処理量	ガス区分	ガス名	処理量
特定施設の概要				
事故等の履				
事業所名			作成年月日	

特定施設配置図または概略フローシート

事業所の名称	特定施設の名 称	作成年月日

- ・用紙の大きさは、A 3、A 4、B 4 判とする。
- ・配置図には方位（南北）とスケール（物差し）を記入する。

特殊反応設備の保安装置

業 所 名		作成	年 月 日
特定施設の名称			

1 特定設備の名称（機番）基数

--

2 内部反応監視装置

検 出 端	・温度	・圧力	流量	・液面	・組成	・密度	・その他()
計 器	・指示計	・記録計	・警報装置(単段、多段)				

3 危険事態発生防止機構

・緊急遮断装置	・緊急移送設備	・反応停止剤供給装置
---------	---------	------------

4 保安電力等

	売電複数形供給	自 家 発 電	非常用発電	非常用エンジン	そ の 他
計 装 設 備					
緊 急 遮 断 装 置					
緊 急 移 送 設 備					
反応停止剤供給装置					

5 インターロック機構の概要

--

6 その他の安全機構

--

7 概略フローシート（インターロックの入力を含む）

特 定 施 設 の 名 称		作 成 年 月 日

毒性ガス貯槽の除害設備

事業所名		作成	年	月	日
毒性ガス貯槽名					

1 毒性ガス貯槽の概要

ガス名・状態	(液化ガス) (圧縮ガス)			寸法・容量	(球形)	mm φ
型式	地下式	球形	二重殻		(縦置円筒形・横置円筒形)	mm φ × mmL
		横置円筒型				
	半地下式	縦置円筒型			(内容積)	m ³ t
		平底円筒型				
C E	型式()					

2 防液堤

構造			
寸法	mmL ×	mmW ×	mmH
容量	m ³	液溜りの容量	m ³

3 除害設備の形式

<ul style="list-style-type: none"> 固定式ウォーターカーテン 固定式泡散布設備 その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> 固定式スチームカーテン 固定式水注入設備 	<ul style="list-style-type: none"> 固定式吸着薬剤散布設備 固定式吸着・吸収等
---	---	--

4 除害設備の操作方式

<ul style="list-style-type: none"> 遠隔操作(ガス検知設備) 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔自動 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔手動
--	--	--

5 ガス検知警報設備

設置個数	基		検出端	・吸引方式	・拡散方式
形式 (センサーの種類)	<ul style="list-style-type: none"> 半導体 ガリウム電池 熱伝導度 	<ul style="list-style-type: none"> 表面電位 イオン電極 磁気 	<ul style="list-style-type: none"> 圧電結晶 固体電解質 その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> 接触燃焼 光干渉 	<ul style="list-style-type: none"> 定電位電解 赤外線

6 除害設備の設計条件 (ガスの想定漏洩量)

最大配管径	mm	漏洩想定個所の液頭	m
貯蔵圧力	MPa	ガスの想定漏洩量	ton/min
貯蔵温度での液密度	kg/m ³		

7 除害設備の形式と機能

(1) 固定式ウォーターカーテン

遮断すべき面積	m ²	ポンプ能力	m ³ /min	水源の容量	m ³
放水量(ノズル設置個数×ノズル容量)	コ ×		m ³ /min =	m ³ /min	

(2) 固定式スチームカーテン

蒸気の圧力	MPa	蒸気の温度	℃
吹出量(ノズル設置個数×ノズルの径)	コ × mm φ =		kg/min

(3) 固定式吸着薬剤散布設備

薬剤の名称		薬剤の性状	
散布能力	kg/min	薬剤の貯蔵量	kg

(4) 固定式泡散布設備

薬剤の名称		薬剤の性状	
散布能力	kg/min	薬剤の貯蔵量	kg

(5) 固定式水注入設備

必要注入水量	m ³ /min	ポンプの能力	m ³ /min
水源の容量	m ³		

(6) 固定式吸着塔 (筒)

吸着剤の名称		吸着剤の組成、形状	
吸着塔の容量 (太さ×充填高さ)	mm φ × mmH =		mm ³
吸着剤の充填量	kg		
吸引ブローの形式		吸引ブローの能力	m ³ /min
入り口ガス濃度	%またはppm	出口ガス濃度	%またはppm
塔(筒)の全高	mmH	塔の支持方式	・自立 ・架構支持
設備の材質	配管 () ブロー ()	塔(筒) () その他 ()	

(7) 固定式吸収塔

吸収方式	・濡壁塔 ・充填塔 ・エジェクター ・アトマイザー ・その他()			
吸収液	溶質:	溶媒:	濃度:	%
吸収塔の容量 (太さ×充填高さ)	mm φ × mmH =		mm ³	
充填物の形状寸法				
灌液量(空塔ベース)	m ³ /m ² ・min	吸収液ポンプ能力	m ³ /min	
吸収液の保有量	m ³	吸引ブローの能力	m ³ /min	
入り口ガス濃度	%またはppm	出口ガス濃度	%またはppm	
塔の全高	mmH	塔の指示方式	・自立 ・架構支持	
設備の材質	配管 () ブロー ()	塔(筒) () その他 ()		

8 除害設備の保安電力等

	買電複数供給方式	自家発電	非常用発電	非常用エンジン	その他
除外設備					()
計装設備					()
ガス検知器					()

9 耐震設計（設計入力震度）

設備区分 設計震度	貯 槽	貯槽建屋	防 液 堤	除害塔(筒) (架構を含む)	そ の 他 ()
K _H					
K _V					

10 概略フローシート（除外設備が1系列の場合でも貯槽毎に作成してください。）

事 業 所 名	毒 性 ガ ス 貯 槽 名	作 成 年 月 日
		年 月 日